

## 儲かる農業を実現するための機械・施設等を導入したい

<b>事業名</b>	儲かる産地支援事業
<b>分類</b>	【機械・施設整備】
<b>事業要旨</b>	生産性の向上や付加価値の向上、ICT や高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組の導入を進め、収益性の高いモデル的な担い手農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b> 農協、営農集団、農業法人、認定農業者 等</p> <p><b>〔事業内容〕〔対象経費〕</b> 以下の取組に必要な機械・施設等の導入を支援します。</p> <p>(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備</p> <p>① 先端技術の導入支援 ICT を活用したスマート農業の実践、新規作物の導入・省力化に必要な機械や施設の整備等を支援。(ICT を活用した高度な環境測定器および環境制御技術、農薬散布ドローン、GPS 内蔵自動走行トラクター等)</p> <p>② 高品質・安定生産に向けた取組支援 高品質な農作物を安定的に供給するために必要な機械・施設等の設備の導入を支援する。(収穫機、養液土耕システム、色彩選別機、果樹棚の整備および補修等) ※汎用性の高い機械は対象外 (トラック、フォークリフト、動力噴霧機等)</p> <p>(2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備 ・「イバラキング」の贈答用販売や輸出向けのメロンの品質安定化に取り組むために必要なパイプハウス等の施設及び非破壊糖度計の機械の導入支援</p> <p><b>〔補助要件等（主なもの）〕</b></p> <p>(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備</p> <p>① 受益農家戸数が3戸以上であること。 ※先端技術導入の場合は受益農家戸数が1戸以上であること。</p> <p>② 事業実施主体又は受益農家には認定農業者が含まれていること。</p> <p>③ 事業費が160万円以上であること。</p> <p>④ 事業実施後、3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上が見込めること、又は生産コストの3%削減が見込めること。</p> <p>(2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備</p> <p>① 高品質メロン創出に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質な「イバラキング」の栽培に取り組むこと。</li> <li>・当該事業により生産したメロンについて、百貨店、果実専門店等で贈答用として試験販売に取り組むこと。</li> </ul> <p>② 輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メロンのトンネル栽培からパイプハウス栽培に切り替えること。</li> <li>・過去3年間において輸出実績があり、安定的な輸出ルートが確保されていること。</li> <li>・生産した果実の試験輸出に取り組むこと。</li> </ul>

**〔補助限度額・補助率〕**

- (1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備：1/3 以内
- (2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備：1/2 以内

**問合せ先**

◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課

県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		

- ◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921
- 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954
- 露地野菜G TEL：029-301-3950

## 新たに抹茶の生産に係る施設を整備したい

<b>事業名</b>	いばらきの抹茶産地育成事業												
<b>分類</b>	【機械・施設整備】												
<b>事業要旨</b>	急増する国内外の需要に対応した茶生産への転換を加速化するため、高品質な抹茶づくりに取り組む事業者の機械・施設整備を支援します。												
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b>            農業者の組織する団体、製茶事業者 等</p> <p><b>〔事業内容〕</b>            高品質な抹茶づくりに取り組む事業者の機械・施設整備を支援します。</p> <p><b>〔補助要件等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益農家数が5戸以上であること</li> <li>・目標年度までにてん茶の生産を開始すること</li> <li>・達成すべき成果目標の基準を満たしていること</li> </ul> <p><b>〔対象経費〕</b>            抹茶専用の加工施設の整備費 等</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b>            2/3以内</p>												
<b>問合せ先</b>	<p>◆お住まいの市町村の農政主管課</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9169</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921</p>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169										


## 効率的、高収益な生産出荷体制を整備したい

<b>事業名</b>	農産園芸共同利用施設整備事業費 (いばらきの産地パワーアップ支援事業収益性向上対策)												
<b>分類</b>	【機械・施設整備】												
<b>事業要旨</b>	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備等や機械等のリース導入等を、すべての農作物を対象として支援します。												
<b>事業概要</b>	<p><b>【事業主体（事業対象）】</b> 市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p><b>【事業内容】</b>            (1)整備事業            高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設の整備等を支援します。            (2)基金事業            高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入や生産資材の導入等を支援します。</p> <p><b>【補助要件等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援対象：地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体</li> <li>・ 面積要件：水稲 50ha、麦 30ha、大豆 20ha、いも類 25ha、茶 10ha、果樹 10ha、露地野菜 10ha、施設野菜 5 ha、露地花き 5 ha、施設花き 3 ha、特用林産物 2 ha 等であること (中山間地域等においては、要件の緩和あり)</li> <li>・ 機械のリース導入は、本体価格が 50 万円以上であること。</li> <li>・ 施設整備の実施にあたっては、費用対効果の分析を実施し、投資効率が 1.0 以上であること。</li> </ul> <p><b>【対象経費】</b>            高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、果樹の改植に必要な経費、高収益作物・栽培体系への転換に必要な資材導入等に要する経費等            (水稲乾燥調製施設、野菜・果樹集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、GPS 活用型農業機械 等)</p> <p><b>【補助限度額・補助率】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助限度額：20 億円以内/事業・年</li> <li>・ 補助率：1/2 以内 (ただし、品目や整備する施設等により異なる)</li> </ul>												
<b>問合せ先</b>	<p>◆お住まいの市町村の農政主管課</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9169</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921            施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954            露地野菜G TEL：029-301-3950</p>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169										

## 生産から流通までの取組に必要な大規模共同利用施設を整備したい

<b>事業名</b>	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらきの強い農業づくり総合支援事業）												
<b>分類</b>	【機械・施設整備】												
<b>事業要旨</b>	国内農産並びに園芸作物の安定供給体制の確立を図るため、販売価格の向上や販売量の増大及び生産流通コストの低減等、生産から流通までの強い農業づくりに必要な大規模共同利用施設の整備等を支援します。												
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b> 市町村、公社、農業者の組織する団体等</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 販売価格の向上や販売量の増大、生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化の取組等に必要な大規模共同利用施設の整備等を支援します。</p> <p><b>〔補助要件等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費：5千万円以上（農業機械は対象外）であること。</li> <li>・受益者数：受益農業従事者が5名以上であること。</li> <li>・受益面積：水稲50ha以上、麦30ha以上、大豆20ha以上、果樹10ha以上、露地野菜10ha以上、施設野菜5ha以上、露地花き5ha以上、施設花き3ha以上、等であること。（品目により異なる）</li> <li>・事業の実施にあたっては、投資が過剰とならないように、事前に費用対効果の分析を行い、導入により得られる効果の大きい事業を採択します。</li> <li>・事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を2つ選定し、現状と目標をポイント化して、事業効果を確保するとともに採択の優先順位を決定します。</li> </ul> <p><b>〔対象経費〕</b> 農産・園芸作物の生産及び流通に必要な大規模共同利用施設等の整備に係る経費（水稲乾燥調製施設、野菜・果樹・花き集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、等）</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b> 補助率：1/2以内（ただし、品目や整備する施設により異なる） 補助限度額：20億円以内（ただし、整備する施設等により異なる）</p>												
<b>問合せ先</b>	<p>◆お住まいの市町村の農政主管課</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9169</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950</p>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169										

## 農業支援サービス（農作業受委託等）に必要な機械等を整備したい

<b>事業名</b>	農産園芸共同利用施設整備事業費 (いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策)												
<b>分類</b>	【機械・施設整備】												
<b>事業要旨</b>	<p>農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を支援します。</p> <p>※農業支援サービス：農作業の受委託、機械のリース・レンタル、農業関連のデータ分析、農業現場への人材派遣</p>												
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b>                  農業者や個人事業者（個人、法人は問わない）、JA、民間事業者等。ただし、いずれも概ね茨城県内においてサービスを提供する事業者であること。</p> <p><b>〔事業内容〕</b>                  (1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援のうち立上げ・事業拡大の取組                  サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要なニーズ調査、専門人材の育成等の取組を支援します。                  (2) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援のうちスマート農業機械等の導入サービスの提供に必要となるスマート農業機械等の導入を支援します。</p> <p><b>〔補助要件等〕</b>                  ・農業機械の導入は、本体価格が50万円以上であり、自作地で使用するものでないこと                  ・農業者の行う農作業を代行する取組の場合は、受委託契約（農業者との直接契約を原則とする）の下で農作業を代行するもの 等</p> <p><b>〔対象経費〕</b>                  ・サービスの提供にあたって必要となるライセンスの取得経費                  ・サービスの提供に要する農業機械の導入経費 等                  ・ただし、農産物の乾燥・調製・貯蔵・加工・出荷の代行は農業支援サービスとはみなされないため、それらに必要な機械の導入経費は対象外。（例：乾燥機、色彩選別機等）</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b>                  (1) 定額（上限1,500万円、ただし、事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された促進事業者で、本事業の取組が当該計画の内容と合致している場合は3,000万円）                  (2) 1/2以内（上限1,500万円、ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円、事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された促進事業者で本事業の取組が当該計画の内容と合致している場合は5,000万円）</p>												
<b>問合せ先</b>	<p>◆お住まいの市町村の農政主管課</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3034</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9169</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921</p> <p>そのほか、国直採メニューも含めた事業全体の情報については、農林水産省のHPをご覧ください。</p> <div style="text-align: right;">  </div>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169										

## 6次産業化に取り組むために商品開発や施設整備を行いたい

<b>事業名</b>	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用・地域連携推進支援事業、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）
<b>分類</b>	【機械・施設整備】、【6次産業化】
<b>事業要旨</b>	地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出を推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業にかかわる多様な地域資源を活用した商品開発の取組等や加工・販売施設等の整備を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>1 地域資源活用・地域連携推進支援事業〈ソフト事業〉</b></p> <p>【事業主体（事業対象）】 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、事業協同組合 等</p> <p>【事業内容】 （1）2次・3次産業と連携した加工・直売の取組に対する支援 （2）新商品開発・販路開拓の取組に対する支援 等</p> <p>【補助要件等】 多様な事業者が連携（事業実施主体を含む3者以上（農林漁業者は必須））するネットワークを構築しており、又は構築することが確実であること 等</p> <p>【対象経費】 （1）調査・検討費、新たなメニュー・新商品等開発費、実需者評価会実施費、通信費、消耗品費等 （2）新商品開発費、消費者評価会実施費、商談会等への出展経費等</p> <p>【補助限度額・補助率】 事業費の1/2以内 等（500万円以内）</p> <p><b>2 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）〈ハード事業〉</b></p> <p>【事業主体（事業対象）】 ・「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画等の認定を受けた農林漁業者団体（原則として、農林漁業者3戸以上で構成していること、以下同じ。） ・市町村戦略に基づき取組を行う農林漁業者団体 等</p> <p>【事業内容】 総合化事業計画等に基づいて実施する取組に必要な機械や建物の整備を支援</p> <p>【補助要件等】 ・多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること ・制度資金等の融資を活用すること ・本事業で取り扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等が、おおむね50パーセント以上の生産を行っている又は目標年度までに生産を計画していること 等</p> <p>【対象経費】 農林水産物等の生産・加工・販売等に必要な施設等の整備に要する経費等</p> <p>【補助限度額・補助率】 補助率：事業費の3/10以内（原則1億円以内） （地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出等の取組に関する市町村戦略等に基づく取組等は1/2以内）</p>
<b>問合せ先</b>	<p>◆お住まいの市町村</p> <p>◆農業技術課 研究・普及G TEL：029-301-3936</p>

## 再生可能エネルギー利用にモデル的に取り組みたい

<b>事業名</b>	地域循環型エネルギーシステム構築事業【国補】
<b>分類</b>	【機械・施設整備】
<b>事業要旨</b>	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、再生可能エネルギー利用のモデル的取組支援等、持続的な食料システム構築への取組を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b>          地方公共団体等が構成する協議会、地方公共団体又は民間団体等          ※設備導入を行う場合は協議会の組織が必須</p> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p><b>1 営農型太陽光発電のモデル的取組支援</b>          次の取組を支援する。          ①推進会議の開催（必須）          関係者で地域モデルの検討、事業成果のとりまとめを実施する推進会議の開催。          ②課題解決に向けた調査等（必須）          発電設備下における作目や栽培体系、発電設備の遮光率や強度、設置場所の調査、先進地区の視察等を実施。          ③発電設備の導入（任意）</p> <p><b>2 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援</b>          次の取組を支援する。          ①推進会議の開催（必須）          事業の進捗管理や発電した電気の利用法の検討、事業成果のとりまとめを実施する推進会議の開催。          ②課題解決に向けた調査等（必須）          導入にあたり最適な設置方法・設置場所等の調査・検討や、発電量・電気の利用方法・経済性・耐久性に関する調査・検討などを行う。          ③次世代型太陽電池の導入（必須）</p> <p><b>3 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援</b>          次の取組を支援する。          ①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証          荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証を実施。          ②未利用資源の混合利用促進          既存ボイラー形式等の使用・運用実態等の調査や、炉への影響や混合利用による効果検証等を実施。</p>

**〔補助要件等〕**

- 1 営農型太陽光発電のモデル的取組支援
  - ・協議会等において、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーに関する知見や経験を有している者による体制が確保されていること。
  - ・事業実施内容が、地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できること。
- 2 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援
  - ・協議会等において、次世代型太陽電池に関する知見や経験を有している者による体制が確保されていること。
  - ・国産の原材料を活用するなどにより、次世代型太陽電池産業の競争力強化に寄与する内容となっていること。
- 3 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援
  - ・検討会には構成員として農業者及び都道府県又は市町村は必ず参画するものとする。
  - ・事業実施により、将来的に資源作物の栽培面積が拡大し、バイオ燃料等の製造が見込まれること。

**〔対象経費〕**

- ①営農型太陽光発電モデルの策定に係る経費
- ②次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデルの策定に係る経費
- ③未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援に係る経費

**〔補助限度額・補助率〕**

- ・ 1 の取組：定額、1/2 以内（機械の貸借、模型の設置、発電設備に係る経費）  
※上限額 1 営農型太陽光発電設備当たり 800 万円
- ・ 2 の取組：定額、1/2 以内（機械の貸借、次世代型太陽電池に係る経費）  
※上限額 推進会議の開催、調査、次世代型太陽電池の導入の合計で 1,700 万円
- ・ 3 の取組：定額  
※上限額 資源作物の栽培実証については 500 万円

問合せ先

- ◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931
- ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課

県北	0294-80-3301	県央	029-350-3017	鹿行	0291-33-6285
県南	029-822-7083	県西	0296-24-9164		

## 輸出先国の規制に対応した食品加工施設を整備したい

<b>事業名</b>	茨城県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
<b>分類</b>	【機械・施設整備】、【輸出・販路拡大】
<b>事業要旨</b>	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出先国の規制等（輸出に必要な HACCP 等の認定・認証の取得）への対応に必要な施設や機器の整備、認証取得のためのコンサルティング経費等を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b>          食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等          ※法人格を有する農林漁業者等が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。</p> <p><b>〔事業内容〕</b>          (1) 施設等整備事業          輸出先国の規制等（輸出に必要な HACCP 等の認定・認証の取得）への対応に必要な施設や機器の整備を支援。          ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分が補助対象。          (2) 効果促進事業          (1)の施設・機器の整備と一体的に行い、認証の取得のために必要となるコンサルティング等の経費を支援。</p> <p><b>〔補助要件等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標年度における輸出額を、現状の輸出額より 2 千万円以上増加させること。</li> <li>・ 輸出先となるターゲット国が決定しており、輸出しようとする品目（商品）について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。</li> <li>・ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。</li> <li>・ 補助対象事業費に充てるために金融機関等から補助対象事業の全体事業費の 10% 以上の貸付けを受けて事業を実施すること。</li> <li>・ 事業実施主体において HACCP チームが編成されていること。なお、チームメンバーには HACCP 研修受講者を必ず含むこと。 等</li> </ul> <p><b>〔対象経費〕</b>          交付対象施設・機器の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造・加工・流通等の施設の新設・増築・改修（かかり増し分）</li> <li>・ エアーシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入</li> <li>・ 温度管理を要する装置・設備の導入</li> <li>・ コンサルティングの導入 等</li> </ul> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b>          (1) 補助率：1/2 以内          (2) 補助額上限・下限：国予算区分で異なるため、下記問合せ先に確認ください。          ※予算は事業計画の内容により国が決定します。</p>
<b>問合せ先</b>	◆営業戦略部 販売戦略課 戦略・分析 G TEL：029-301-3966

## 農業用機械・施設を整備したい

<b>事業名</b>	経営体育成支援事業（農地利用効率化等支援事業・地域農業構造転換支援事業）												
<b>分類</b>	【機械・施設整備】												
<b>事業要旨</b>	地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要農業用機械・施設の導入を支援します。												
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b> 市町村</p> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>1 農地利用効率化等支援事業</p> <p>（1）融資主体支援タイプ</p> <p>①融資主体型補助事業 融資を受けて、経営改善に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援。 助成対象者：地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（認定農業者等）</p> <p>②追加的信用供与補助事業 融資主体型に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への補助金の積み増しによる金融機関への債務保証の拡大を支援。（上記①の助成対象者が希望する場合） 助成対象者：県農業信用基金協会</p> <p>（2）条件不利地域支援タイプ 経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援。 助成対象者：農家3戸以上で組織する団体、農協、土地改良区等</p> <p>2 地域農業構造転換支援事業 地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援 助成対象者：地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（認定農業者等）</p> <p><b>〔補助要件等〕</b></p> <p>（1）融資主体型補助事業 助成対象者が融資を受けて行う取組であること等。</p> <p>（2）地域農業構造転換支援事業 地域計画の目標集積率が6割以上であること等。</p> <p><b>〔対象経費〕</b> 事業費が整備内容ごとに50万円以上</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b></p> <p>（1）融資主体支援タイプ</p> <p>①融資主体型補助事業 融資残額以内、3/10以内（300万円、600万円）</p> <p>②追加的信用供与補助事業 定額</p> <p>（2）条件不利地域支援タイプ 1/2以内（4,000万円）</p> <p>（3）地域農業構造転換支援事業 購入：3/10以内、リース：購入価格の3/7相当 （法人3,000万円、個人1,500万円）</p>												
<b>問合せ先</b>	<p>◆農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3301</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3012</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-6285</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7083</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9164</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	県北	0294-80-3301	県央	029-221-3012	鹿行	0291-33-6285	県南	029-822-7083	県西	0296-24-9164		
県北	0294-80-3301	県央	029-221-3012	鹿行	0291-33-6285								
県南	029-822-7083	県西	0296-24-9164										

## 農業制度資金を利用したい（主な資金）

<b>事業名</b>	農業近代化資金利子補給金、農業経営改善促進資金利子助成金、 農業経営負担軽減支援資金利子補給金、農業経営基盤強化資金利子助成金、 青年等就農資金、農業改良資金、農林漁業セーフティネット資金、 経営体育成強化資金、茨城県農業ビジネス保証制度																																																																	
<b>分類</b>	【融資】																																																																	
<b>事業要旨</b>	低利かつ長期の償還期間でご利用いただけるよう、農業協同組合や日本政策金融公庫などの金融機関が融資する農業制度資金に対して、国や県等が利子補給を行っています。																																																																	
<b>事業概要</b>	<p>〔資金一覧表〕 <span style="float: right;">利率：令和8年3月18日現在</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">資金名</th> <th style="width: 15%;">借入限度額</th> <th style="width: 10%;">利率</th> <th style="width: 15%;">償還期間 [据置期間]</th> <th style="width: 10%;">融資率</th> <th style="width: 10%;">主な 用途※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業近代化資金</td> <td>個人 ：1,800万円 法人：2億円</td> <td>2.50%</td> <td>15年 [3～7年]</td> <td>80%～ 100%</td> <td>機・運</td> </tr> <tr> <td>農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)</td> <td>個人：500万円 法人 ：2,000万円</td> <td>2.15%</td> <td>1年</td> <td>100%</td> <td>運</td> </tr> <tr> <td>農業経営負担 軽減支援資金</td> <td>営農負債残高分</td> <td>2.50%</td> <td>10年 [3年]</td> <td>100%</td> <td>負</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">日本政策金融公庫資金</td> <td>農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)</td> <td>個人：3億円 法人：10億円</td> <td>1.65～ 2.50%</td> <td>25年 [10年]</td> <td>100%</td> <td>地・機 運・負</td> </tr> <tr> <td>青年等就農資金 (対象者：認定新規就農者)</td> <td>3,700万円 (特認1億円)</td> <td>無利子</td> <td>17年 [5年]</td> <td>100%</td> <td>機・運</td> </tr> <tr> <td>農業改良資金 (対象者：みどりの食料システム法の認定者等、6次産業化法の認定者等)</td> <td>個人 ：5,000万円 法人：1.5億円</td> <td>無利子</td> <td>12年 [3年]</td> <td>100%</td> <td>機・運 開</td> </tr> <tr> <td>農林漁業 セーフティネット資金</td> <td>600万円</td> <td>1.65～ 2.35%</td> <td>15年 [3年]</td> <td>100%</td> <td>災・経</td> </tr> <tr> <td>経営体育成強化資金</td> <td>個人：1.5億円 法人：5億円</td> <td>2.50%</td> <td>25年 [3～10年]</td> <td>80%</td> <td>地・機 運・負</td> </tr> <tr> <td>茨城県農業ビジネス保証制度</td> <td>5,000万円</td> <td>金融機関 所定利率</td> <td>一括2年 10～15年 [2年]</td> <td>100%</td> <td>機・運</td> </tr> </tbody> </table> <p>※主な用途          地：農地の取得      機：機械・施設の購入      運：運転資金      開：農畜産物の加工品開発          負：負債整理      災：災害からの復旧等      経：経営の維持安定</p> <p>各資金の詳細は、農業経営課ホームページをご覧ください。  <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/seidoshikin.html">茨城県 農業経営課 で検索⇒「金融担当」⇒「農業制度資金について」</a>  <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/seidoshikin.html">https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/seidoshikin.html</a></p>					資金名	借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な 用途※	農業近代化資金	個人 ：1,800万円 法人：2億円	2.50%	15年 [3～7年]	80%～ 100%	機・運	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	個人：500万円 法人 ：2,000万円	2.15%	1年	100%	運	農業経営負担 軽減支援資金	営農負債残高分	2.50%	10年 [3年]	100%	負	日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	個人：3億円 法人：10億円	1.65～ 2.50%	25年 [10年]	100%	地・機 運・負	青年等就農資金 (対象者：認定新規就農者)	3,700万円 (特認1億円)	無利子	17年 [5年]	100%	機・運	農業改良資金 (対象者：みどりの食料システム法の認定者等、6次産業化法の認定者等)	個人 ：5,000万円 法人：1.5億円	無利子	12年 [3年]	100%	機・運 開	農林漁業 セーフティネット資金	600万円	1.65～ 2.35%	15年 [3年]	100%	災・経	経営体育成強化資金	個人：1.5億円 法人：5億円	2.50%	25年 [3～10年]	80%	地・機 運・負	茨城県農業ビジネス保証制度	5,000万円	金融機関 所定利率	一括2年 10～15年 [2年]	100%	機・運
資金名	借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な 用途※																																																													
農業近代化資金	個人 ：1,800万円 法人：2億円	2.50%	15年 [3～7年]	80%～ 100%	機・運																																																													
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	個人：500万円 法人 ：2,000万円	2.15%	1年	100%	運																																																													
農業経営負担 軽減支援資金	営農負債残高分	2.50%	10年 [3年]	100%	負																																																													
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	個人：3億円 法人：10億円	1.65～ 2.50%	25年 [10年]	100%	地・機 運・負																																																												
	青年等就農資金 (対象者：認定新規就農者)	3,700万円 (特認1億円)	無利子	17年 [5年]	100%	機・運																																																												
	農業改良資金 (対象者：みどりの食料システム法の認定者等、6次産業化法の認定者等)	個人 ：5,000万円 法人：1.5億円	無利子	12年 [3年]	100%	機・運 開																																																												
	農林漁業 セーフティネット資金	600万円	1.65～ 2.35%	15年 [3年]	100%	災・経																																																												
	経営体育成強化資金	個人：1.5億円 法人：5億円	2.50%	25年 [3～10年]	80%	地・機 運・負																																																												
茨城県農業ビジネス保証制度	5,000万円	金融機関 所定利率	一括2年 10～15年 [2年]	100%	機・運																																																													
<b>問合せ先</b>	◆農業経営課 団体・金融G TEL：029-301-3862																																																																	

## 農業制度資金を利用したい（認定農業者向け優遇資金）

<b>事業名</b>	農業経営基盤強化資金利子助成金、農業改革推進資金利子助成金、認定農業者育成確保資金利子助成金																																					
<b>分類</b>	【融資】																																					
<b>事業要旨</b>	市町村から経営改善計画の認定を受けた農業者（認定農業者）を支援するため、通常の利子助成にさらに上乗せして利子助成を行います。																																					
<b>事業概要</b>	<p>【事業主体（事業対象）】 認定農業者</p> <p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定農業者の方を貸付の対象としている資金（認定農業者向け）</li> <li>2 認定農業者以外の方でも借入は可能だが、認定農業者が利用する場合には通常の利子助成にさらに上乗せして利子助成を行っている資金（上乗せ）</li> </ol> <p>【補助要件等】 認定農業者であること。農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金については、国費等の助成後、本人負担利率の1%を超える部分について市町村が補助を行う場合</p> <p>【対象経費】 利子助成</p> <p>【資金一覧表】 <span style="float: right;">利率：令和8年3月18日現在</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資金名</th> <th>借入限度額</th> <th>利率</th> <th>償還期間 [据置期間]</th> <th>融資率</th> <th>主な 用途※<sup>2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">認定農業者向け</td> <td>農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (※<sup>1</sup>)</td> <td>個人：3億円 法人：10億円</td> <td>1.65～ 2.50%</td> <td>25年 [10年]</td> <td>100%</td> <td>地・機 運・負</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">農業改革推進資金</td> <td>新認定農業者 育成特別資金</td> <td>個人 ：500万円 法人 ：1,000万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">無利子</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5年 [1年]</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">100%</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地・機 運</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新集落営農組織 育成特別資金</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上乗せ</td> <td>農業近代化資金 (※<sup>1</sup>) (認定農業者育成確保資金)</td> <td>個人 ：1,800万円 法人：2億円</td> <td>2.50%</td> <td>15年 [3～7年]</td> <td>100%</td> <td>機・運</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 一定の要件を満たす認定農業者については、(一財)農林水産長期金融協会による上乗せ助成あり</p> <p>※2 地：農地の取得 機：機械・施設の購入 運：運転資金 負：負債整理</p> <p>※他の農業制度資金もご利用いただけます。</p> <p>各資金の詳細は、農業経営課ホームページをご覧ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">茨城県 農業経営課 で検索⇒「金融担当」⇒「農業制度資金について」</div> <p><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/seidoshikin.html">https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantaikinyuu/category/seidoshikin.html</a></p>	資金名		借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な 用途※ <sup>2</sup>	認定農業者向け	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (※ <sup>1</sup> )	個人：3億円 法人：10億円	1.65～ 2.50%	25年 [10年]	100%	地・機 運・負	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">農業改革推進資金</td> <td>新認定農業者 育成特別資金</td> <td>個人 ：500万円 法人 ：1,000万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">無利子</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5年 [1年]</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">100%</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地・機 運</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新集落営農組織 育成特別資金</td> <td></td> </tr> </table>	農業改革推進資金	新認定農業者 育成特別資金	個人 ：500万円 法人 ：1,000万円	無利子	5年 [1年]	100%	地・機 運		新集落営農組織 育成特別資金							上乗せ	農業近代化資金 (※ <sup>1</sup> ) (認定農業者育成確保資金)	個人 ：1,800万円 法人：2億円	2.50%	15年 [3～7年]	100%	機・運
資金名		借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な 用途※ <sup>2</sup>																																
認定農業者向け	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (※ <sup>1</sup> )	個人：3億円 法人：10億円	1.65～ 2.50%	25年 [10年]	100%	地・機 運・負																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">農業改革推進資金</td> <td>新認定農業者 育成特別資金</td> <td>個人 ：500万円 法人 ：1,000万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">無利子</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5年 [1年]</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">100%</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地・機 運</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新集落営農組織 育成特別資金</td> <td></td> </tr> </table>	農業改革推進資金	新認定農業者 育成特別資金	個人 ：500万円 法人 ：1,000万円	無利子	5年 [1年]	100%	地・機 運		新集落営農組織 育成特別資金																												
農業改革推進資金	新認定農業者 育成特別資金	個人 ：500万円 法人 ：1,000万円	無利子	5年 [1年]					100%	地・機 運																												
	新集落営農組織 育成特別資金																																					
上乗せ	農業近代化資金 (※ <sup>1</sup> ) (認定農業者育成確保資金)	個人 ：1,800万円 法人：2億円	2.50%	15年 [3～7年]	100%	機・運																																
<b>問合せ先</b>	◆農業経営課 団体・金融G TEL：029-301-3862																																					

## 遊休農地を解消して営農をしたい

<b>事業名</b>	遊休農地解消対策事業
<b>分類</b>	【農地・基盤整備】
<b>事業要旨</b>	担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構が遊休農地を借り受け、解消するために必要となる経費を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b> 茨城県農地中間管理機構、市町村</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 遊休農地を解消し、営農するために行う簡易な整備を支援します。</p> <p><b>〔補助要件等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域計画の目標地区において、受け手（担い手）が位置付けられていない1号遊休農地（緑区分）であること。</li> <li>(2) 機構が10年以上の農地中間管理権を設定すること。</li> <li>(3) 機構が遊休農地を借り受け、解消した年度の翌年度までに担い手への貸付け等が見込まれること。</li> </ul> <p>※所有者不明農地は対象外 ※農地の規模は1ha未満を想定</p> <p><b>〔対象経費〕</b> 草刈り、除稔、抜根、整地等に必要な資材費、機械工費、委託料、労務費及びその他必要と認められる経費 ※畦畔除去、暗渠設置、区画整理等は対象外 伐根について、農業生産を目的に新植・改植された樹木は対象外</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b> 定額 上限183千円/10a（整備全体に対する交付額） ※ 整備費が交付額を超えた場合は、出し手（所有者）又は受け手からの徴収</p>
<b>問合せ先</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833</li> <li>◆（公社）茨城県農林振興公社 農地中間管理事業部 TEL：029-350-8687</li> </ul>

## 農地を貸出したい（農地を貸す方等への支援）

<b>事業名</b>	農地集積総合支援事業【農地集約化促進事業（旧機構集積協力金交付事業）】												
<b>分類</b>	【農地・基盤整備】												
<b>事業要旨</b>	農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化等（団地化等）に取り組む地域を支援します。												
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体（事業対象）〕 市町村</p> <p>〔事業内容〕 農地中間管理機構を通じた貸借等により、農地の集約化等（団地化等）に取り組む地域に対し、支援金を交付する。</p> <p>〔補助要件等〕 事業実施年度の前年度の2月末から事業実施年度から起算して5年目の年度（集約化目標年度）までに以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p><b>1 集約化加速タイプ（旧集約化奨励金）</b></p> <p>(1) 基本タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①地域の農地面積に占める団地面積が10%以上増加すること</li> <li>・②地域の農地面積に占める団地面積が20%以上増加すること</li> <li>・③団地面積の割合が30%以上の「地域」において団地又は独立する1筆のほ場の平均面積が1.5倍以上となること</li> </ul> <p>【交付単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①：1.0万円/10a、②・③：3.0万円/10a</li> </ul> <p>(2) 大規模集約タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記1. (1) ①～③と同等</li> <li>・当該団地を耕作する者の経営規模が15ha以上であること（中山間地域は7.5ha、樹園地は2ha）</li> <li>・当該団地を耕作する者の1団地の面積が5ha以上であること</li> </ul> <p>【交付単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5.0万円/10a</li> </ul> <p>(3) 誘致団地創出タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け手不在農地等を団地化し誘致団地を形成すること</li> <li>・誘致団地に関連する農地について、10年以上の中間管理権を設定すること</li> <li>・集約化目標年度までに形成した誘致団地を新たな担い手に転貸すること</li> </ul> <p>【交付単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5.0万円/10a</li> </ul> <p><b>2 地域集約化実現タイプ（旧地域集積協力金）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標地図内の農地面積に占める目標地図における同一の耕作者耕作する1ha以上の団地面積の割合が5割以上であること</li> <li>・農地バンクの活用率が一定割合以上であること</li> <li>（①一般地域：80%超 ②中山間地域：60%超 80%以下、80%超）</li> </ul> <p>【交付単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2.0万円/10a～2.6万円/10a</li> </ul>												
<b>問合せ先</b>	<p>◆農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3301</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-221-3012</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-6285</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7083</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9164</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	県北	0294-80-3301	県央	029-221-3012	鹿行	0291-33-6285	県南	029-822-7083	県西	0296-24-9164		
県北	0294-80-3301	県央	029-221-3012	鹿行	0291-33-6285								
県南	029-822-7083	県西	0296-24-9164										

## 農地の耕作条件の改善や農業用排水施設の長寿命化を図りたい

<b>事業名</b>	耕作条件改善事業																		
<b>分類</b>	【農地・基盤整備】																		
<b>事業要旨</b>	農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化及び高収益作物への転換を図るための耕作条件の改善や、農業用排水施設の長寿命化の取組等を支援します。																		
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b> 市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構、農業法人 等</p> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>(1) 農地耕作条件改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定額助成 区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備等</li> <li>・定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成、管理省力化支援等</li> </ul> <p>(2) 農業基盤整備促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) と同様</li> </ul> <p>(3) 農業水路等長寿命化・防災減災事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率助成 農業用排水施設の新設、廃止、又は変更</li> </ul> <p>(4) 水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率助成 農業用排水施設の新設、廃止、又は変更</li> </ul> <p>(5) 畑作等促進整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定額助成 区画拡大 暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設等</li> <li>・定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、調査調整等</li> </ul> <p><b>〔補助要件等〕</b></p> <p>(1) 地域計画を策定した区域（農地耕作条件改善事業）、農用地区域内の区域（農業水路等長寿命化・防災減災事業）等</p> <p>(2) 総事業費 200 万円以上</p> <p>(3) 受益者数が 2 者以上</p> <p>(4) 受益面積が 5 ha 以上（農業基盤整備促進事業及び水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）のみ）</p> <p><b>〔対象経費〕</b> 整備に要した費用</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b></p> <p>○定額助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成単価は、事業種類、現場条件、施工条件等に応じ変動、事業費の 1/2 相当</li> </ul> <p>○定率助成……国 50%（6 法指定地域等 55%）、県 14%（農地耕作条件改善事業水田貯留機能向上型 21%）等</p>																		
<b>問合せ先</b>	<p>◆農村計画課 農村総合計画G TEL：029-301-4155</p> <p>◆最寄りの農林事務所 土地改良部門または土地改良事務所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">農林事務所土地改良部門</th> <th style="width: 45%;">土地改良事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>（常陸太田）：0294-80-3350</td> <td>高 萩：0293-22-2379</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td>（水 戸）：029-221-6636</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>（鉾 田）：0291-33-4120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>（土 浦）：029-822-5045</td> <td>稲 敷：029-892-2411</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>（筑 西）：0296-24-9246</td> <td>境 ：0280-87-0822</td> </tr> </tbody> </table>		農林事務所土地改良部門	土地改良事務所	県北	（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379	県央	（水 戸）：029-221-6636		鹿行	（鉾 田）：0291-33-4120		県南	（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411	県西	（筑 西）：0296-24-9246	境 ：0280-87-0822
	農林事務所土地改良部門	土地改良事務所																	
県北	（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379																	
県央	（水 戸）：029-221-6636																		
鹿行	（鉾 田）：0291-33-4120																		
県南	（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411																	
県西	（筑 西）：0296-24-9246	境 ：0280-87-0822																	

## 畦畔除去等の簡易な整備により農地の大区画化を図りたい

<b>事業名</b>	大区画化等加速化支援事業																			
<b>分類</b>	【農地・基盤整備】																			
<b>事業要旨</b>	生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。																			
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体（事業対象）〕 農業者 等</p> <p>〔事業内容〕 農用地の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土 等</p> <p>〔補助要件等〕 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域であること。 農用地の区画拡大を実施すること。</p> <p>〔対象経費〕 整備に要した費用</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 定額助成（区画拡大 7 万円/10a、暗渠排水 18 万円/10a 等、工種や対象の面積、延長に応じて助成額は異なる。）</p>																			
<b>問合せ先</b>	<p>◆茨城県大区画化等推進協議会（事務局） 農村計画課 農村総合計画G TEL：029-301-4155 茨城県土地改良事業団体連合会 TEL：029-225-5651</p> <p>◆最寄りの農林事務所 土地改良部門または土地改良事務所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>農林事務所土地改良部門</th> <th>土地改良事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>（常陸太田）：0294-80-3350</td> <td>高 萩：0293-22-2379</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td>（水 戸）：029-221-6636</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>（鉾 田）：0291-33-4120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>（土 浦）：029-822-5045</td> <td>稲 敷：029-892-2411</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>（筑 西）：0296-24-9246</td> <td>境 ：0280-87-0822</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆各市町村 土地改良事業関係課</p>			農林事務所土地改良部門	土地改良事務所	県北	（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379	県央	（水 戸）：029-221-6636		鹿行	（鉾 田）：0291-33-4120		県南	（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411	県西	（筑 西）：0296-24-9246	境 ：0280-87-0822
	農林事務所土地改良部門	土地改良事務所																		
県北	（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379																		
県央	（水 戸）：029-221-6636																			
鹿行	（鉾 田）：0291-33-4120																			
県南	（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411																		
県西	（筑 西）：0296-24-9246	境 ：0280-87-0822																		

地域共同で農地・農業用水や地域環境を守りたい

<b>事業名</b>	多面的機能支払交付金
<b>分類</b>	【農地・基盤整備】
<b>事業要旨</b>	地域共同で行う地域資源（農地、水路、農道等）の基礎的保全管理、質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化を図る活動に対し支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>1 農地維持支払交付金</b>  <b>【事業主体】</b>「農業者のみ」又は「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織  <b>【事業対象】</b> 農業者、新規就農者、農業者組織  <b>【事業内容】</b>  農用地、水路、農道及びため池等などの保全管理  （草刈、泥上げ、施設の適正管理）  <b>【対象経費】</b>  ・日当（活動参加者に対して支払う日当）  ・購入・リース費（資材の購入費、機械等の借り上げ費等） など  <b>【補助限度額・補助率】</b>  ・交付単価：田 3,000 円/10a 畑 2,000 円/10a 草地 240 円/10a  ・補助率：国・県・市町村 = (1/2・1/4)・1/4</p> <p><b>2 資源向上支払交付金</b>  <b>(1) 共同活動</b>  <b>【事業主体】</b>「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織  <b>【事業対象】</b> 農業者、新規就農者、農業者組織  <b>【事業内容】</b>  施設の軽微な補修、生態系保全、景観形成などの地域資源の質的向上活動  <b>【対象経費】</b>  ・日当（活動参加者に対して支払う日当）  ・購入・リース費（生態系保全の活動の資材、機械等の借り上げ費等）  <b>【補助限度額・補助率】</b>  ・交付単価：田 2,400 円/10a 畑 1,440 円/10a 草地 240 円/10a  ※多面的機能の増進を図る活動に取組まない場合は、5/6 を乗じた単価  ※共同活動を 5 年間以上実施、又は農地維持、共同活動、長寿命化に取り組む場合には、共同活動の交付単価は 75%  ※要件に応じて、加算措置あり  ・補助率：国・県・市町村 = (1/2・1/4)・1/4</p> <p><b>(2) 長寿命化</b>  <b>【事業主体】</b>  「農業者のみ」又は「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織  <b>【事業対象】</b>  農業者、新規就農者、農業者組織  <b>【事業内容】</b>  老朽化が進む水路、農道、ため池等の補修、更新等  <b>【対象経費】</b>  ・日当（活動参加者に対して支払う日当）  ・購入・リース費（資材の購入費、機械等の借り上げ費等）  ・委託費（建設業者への外注費等） など  <b>【補助限度額・補助率】</b>  ・交付単価：田 4,400 円/10a 畑 2,000 円/10a 草地 400 円/10a  ・補助率：国・県・市町村 = (1/2・1/4)・1/4</p>
<b>問合せ先</b>	◆農地整備課 農村環境農道G TEL：029-301-4259

## 農村の生活環境を改善したい

<b>事業名</b>	農業集落排水施設接続支援事業（森林湖沼環境税活用）
<b>分類</b>	【農地・基盤整備】
<b>事業要旨</b>	湖沼（霞ヶ浦、涸沼、牛久沼）の公共用水域の水質保全のため、市町村の農業集落排水施設の接続率向上に向けた取組に対し支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 市町村</p> <p><b>〔事業対象〕</b> 地方公共団体</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 霞ヶ浦、涸沼、牛久沼の湖沼流域において、農業集落排水施設への接続補助を行う市町村に対し、補助金を交付します。 ※事業期間は平成20年度～令和8年度</p> <p><b>〔補助要件等〕</b> 霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域内で、農業集落排水施設の供用開始後3年以内の接続。さらに霞ヶ浦流域限定で、供用開始後4年目以降も対象。</p> <p><b>〔対象経費〕</b> 受益者が農業集落排水施設への接続に要した経費のうち、市町村が補助した額の一部</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が交付する額の1/2以内（1戸当たり2万円を限度）</li> <li>・さらに霞ヶ浦流域限定で、「65歳以上または18歳未満の者がいる世帯」のうち課税対象所得の合計が348万円以下の世帯に対し、接続工事費を最大31万円補助</li> <li>・ただし、財政力指数が1.0以上の市町村は、交付率を90%</li> </ul>
<b>問合せ先</b>	<p>◆お住まいの市町村 農業集落排水施設担当課</p> <p>◆農地整備課 農村環境農道G TEL：029-301-4259</p>

## 畑地かんがいを活用した営農をしたい

<b>事業名</b>	畑地かんがい営農確立普及事業												
<b>分類</b>	【農地・基盤整備】												
<b>事業要旨</b>	実証試験結果等により畑かん効果の普及啓発を行い、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上などを図ります。												
<b>事業概要</b>	<p>【事業主体】 県（各農林事務所土地改良部門）</p> <p>【事業対象】 農業者組織、農協・協議会・公社等、地方公共団体</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 畑地かんがい活用新規作物導入実践事業 畑地かんがいを活用した簡易な実証ほ場を設置し、かん水効果の期待できる高収益作物の導入を検討します。</p> <p>(2) 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業 畑かん施設を整備した実証ほ場を設置し、省力化と高収益作物の導入に向けた水利用技術・作物栽培管理技術の確立を図ります。</p> <p>(3) 畑地かんがい営農普及推進事業 畑地かんがいを活用した「実証ほ場」の結果から効果等を検証し、現地研修会や見学会等を通じて畑地かんがい効果のPRを行います。</p> <p>【実施概要及び利用方法】</p> <p>(1) 実証ほ場の設置・運営：年4箇所程度（上記(1)、(2)に対応） 実証ほ場の設置希望者は、最寄りの農林事務所土地改良部門に問合せをお願いします。</p> <p>(2) 現地研修会及び見学会：随時（上記(3)に対応） 実証ほ場の現地研修等の希望者は、最寄りの農林事務所土地改良部門に問合せをお願いします。</p> <p>【対象経費】</p> <p>(1) 実証ほ場の設置及び運営費用等（畑地かんがい資材及び管理手当） （上記(1)に対応）</p> <p>(2) 効果調査及び資料作成費用等（作成した啓発資料は希望者に無料配布） （上記(2)に対応）</p> <p>【その他】 畑地かんがいの効果等を示したPR用DVD（平成27年度作製）の貸出が可能です。貸出しを希望される方は下記に問合せをお願いします。</p>												
<b>問合せ先</b>	<p>◆農地整備課 国営事業推進室 TEL:029-301-4241</p> <p>◆最寄りの農林事務所 土地改良部門 事業調整課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%;">県北</td> <td style="width: 33%;">0294-80-3350</td> <td style="width: 33%;">県央</td> <td style="width: 33%;">029-221-6636</td> <td style="width: 33%;">鹿行</td> <td style="width: 33%;">0291-33-4120</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-5045</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9241</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>県央農林事務所 土地改良部門 那珂川沿岸農業水利事業推進課 TEL：029-224-3410</p> <p>県西農林事務所 土地改良部門 霞ヶ浦用水推進課 TEL：0296-24-9246</p>	県北	0294-80-3350	県央	029-221-6636	鹿行	0291-33-4120	県南	029-822-5045	県西	0296-24-9241		
県北	0294-80-3350	県央	029-221-6636	鹿行	0291-33-4120								
県南	029-822-5045	県西	0296-24-9241										

## 水田を畑地化して、稲作営農から野菜などの高収益作物営農へ転換したい

<b>事業名</b>	水田畑地化推進事業												
<b>分類</b>	【農地・基盤整備】												
<b>事業要旨</b>	米中心の営農から野菜など高収益作物中心の営農へ転換するため、水田を畑地化し、農家の収益性を向上させることを目的としています。												
<b>事業概要</b>	<p><b>【事業主体】</b> 市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人など</p> <p><b>【事業対象】</b> 農業者組織、農協・協議会・公社等、地方公共団体、その他</p> <p><b>【事業内容】</b> 水田を畑地化するために必要な基盤整備事業及び、それを実施するために必要な関係農家や関係機関との調査・調整活動の支援を行います。</p> <p><b>【補助要件等】</b>          (1) 水田受益面積 1 ha 以上 20ha 未満かつ、地権者が 2 名以上。          (2) 水田を畑地化すること。          (3) 事業計画書及び、営農計画書等を作成すること。          (4) 事業が完了した翌年度から 5 年間、営農計画書に定めた高収益作物を作付けし、営農すること。          また、その 5 年間は毎年度、実施状況報告書に収量や販売額などを記入し、提出すること。</p> <p><b>【対象経費】</b>          (1) 畑地化基盤整備事業              用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去などの工事費          (2) 畑地化調査・調整事業              事業を実施する事業主体が行うものであり、土地利用・作付け・水利用調整にかかる関係農家の意向調査活動や、関係機関との調査活動に必要な調査・調整費</p> <p><b>【補助限度額・補助率】</b>          (1) 畑地化基盤整備事業       : 事業費の 62.5%以内          (2) 畑地化調査・調整事業     : 事業費の 50%以内</p>												
<b>問合せ先</b>	<p>◆農地整備課 国営事業推進室 TEL：029-301-4241</p> <p>◆最寄りの農林事務所 土地改良部門または土地改良事務所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">農林事務所土地改良部門</th> <th style="width: 50%;">土地改良事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北（常陸太田）：0294-80-3350</td> <td>高 萩：0293-22-2379</td> </tr> <tr> <td>県央（水 戸）：029-221-6636</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿行（鉾 田）：0291-33-4120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県南（土 浦）：029-822-5045</td> <td>稲 敷：029-892-2411</td> </tr> <tr> <td>県西（筑 西）：0296-24-9241</td> <td>境     ：0280-87-0822</td> </tr> </tbody> </table>	農林事務所土地改良部門	土地改良事務所	県北（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379	県央（水 戸）：029-221-6636		鹿行（鉾 田）：0291-33-4120		県南（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411	県西（筑 西）：0296-24-9241	境     ：0280-87-0822
農林事務所土地改良部門	土地改良事務所												
県北（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379												
県央（水 戸）：029-221-6636													
鹿行（鉾 田）：0291-33-4120													
県南（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411												
県西（筑 西）：0296-24-9241	境     ：0280-87-0822												

## 生産条件が不利な地域での営農を支援したい

<b>事業名</b>	中山間地域農業基盤整備促進事業
<b>分類</b>	【農地・基盤整備】
<b>事業要旨</b>	中山間地域において、水田から畑地への転換等のための簡易な基盤整備を行うことによって、地域の活性化を図るとともに、意欲のある農業者を育成することを目的としています。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 市町、土地改良区、農業協同組合、その他適当と認める団体</p> <p><b>〔事業対象〕</b> 農業者組織、農協・協議会・公社等、地方公共団体、その他</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 生産条件が不利な中山間地域において、水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備を支援します。</p> <p>①畦畔除去：農用地等の区画形質の変更（簡易な段差修正、整地等を含む） ②暗渠排水：地形に応じた暗渠の新設若しくは変更又は心土破壊（浅層・補助暗渠を含む） ③客土：地形に応じた客土（混層耕を含む）又は、これと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 ④用排水路：農業用排水施設の新設、廃止、変更、補修 ⑤進入路：進入路の新設、廃止、変更、補修 ⑥耕作放棄地解消：耕作放棄地の解消（障害物の除去、除礫、深耕、整地、侵入防止柵の設置等） ⑦電牧柵：電牧柵 ⑧鳥獣害防止柵：鳥獣害防止柵 ⑨特認事項：上記以外で県が適当と認めるもの など</p> <p><b>〔補助要件等〕</b> (1)中山間地域等直接支払交付金の対象地域で、農地面積が1ha未満かつ地権者が2名以上であること。 (2)水田から畑への転換等を図ること。</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b> 事業費の62.5%以内</p>
<b>問合せ先</b>	◆農地整備課 農村環境農道G TEL：029-301-4259

## 水田や畑を整備したい、古くなった土地改良施設を直したい

<b>事業名</b>	県単土地改良事業																			
<b>分類</b>	【農地・基盤整備】																			
<b>事業要旨</b>	田畑の整備や老朽化した土地改良施設の改修などにより、営農の効率化と農業の振興を図ります。																			
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b> 市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合など</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 国補事業の対象とならない小規模な土地改良事業に対する補助</p> <p><b>〔補助要件等〕</b>            (1) 一般地帯型（受益面積 5～20ha）            (2) 山間急傾斜地帯型（受益面積 1～20ha）            (3) 1地区当たりの事業費 20万円以上</p> <p><b>〔対象経費〕</b> 整備に要した費用</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b>            (1) 一般地帯型：事業費の 37.5%以内（水田のほ場整備 40%以内、強靱化対策・省エネ対策 50%以内）                区画整理、農地造成、用排水施設、暗渠排水、客土、農道等            (2) 山間急傾斜地帯型：事業費の 47.5%以内（水田のほ場整備 50%以内、強靱化対策・省エネ対策 55%以内）                山間急傾斜地帯指定地域で行うもので、区画整理、農地造成、用排水施設、暗渠排水、客土、農道等            (3) 土地改良施設緊急補修型：事業費の 25.0%以内                土地改良施設の緊急補修（災害以外の原因による）            (4) ため池整備型：事業費の 50.0%以内                ため池施設の新設、改良            (5) 防災安全施設型：事業費の 50.0%以内                安全施設の新設、更新、補修費            (6) 防災減災施設型：事業費の 50.0%以内                湛水防除施設の小規模な補修や耐震化対策等            (7) 有機農業推進型：事業費の 50.0%以内（山間急傾斜地帯は 55.0%以内）                有機農業の取組に必要な区画整理、農地造成、用排水施設、暗渠排水等            など</p>																			
<b>問合せ先</b>	<p>◆農村計画課 農村総合計画G TEL：029-301-4155</p> <p>◆最寄りの農林事務所 土地改良部門または土地改良事務所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">農林事務所土地改良部門</th> <th style="text-align: center;">土地改良事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td style="text-align: center;">（常陸太田）：0294-80-3350</td> <td style="text-align: center;">高 萩：0293-22-2379</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td style="text-align: center;">（水 戸）：029-221-6636</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td style="text-align: center;">（鉾 田）：0291-33-4120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td style="text-align: center;">（土 浦）：029-822-5045</td> <td style="text-align: center;">稲 敷：029-892-2411</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td style="text-align: center;">（筑 西）：0296-24-9246</td> <td style="text-align: center;">境     ：0280-87-0822</td> </tr> </tbody> </table>			農林事務所土地改良部門	土地改良事務所	県北	（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379	県央	（水 戸）：029-221-6636		鹿行	（鉾 田）：0291-33-4120		県南	（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411	県西	（筑 西）：0296-24-9246	境     ：0280-87-0822
	農林事務所土地改良部門	土地改良事務所																		
県北	（常陸太田）：0294-80-3350	高 萩：0293-22-2379																		
県央	（水 戸）：029-221-6636																			
鹿行	（鉾 田）：0291-33-4120																			
県南	（土 浦）：029-822-5045	稲 敷：029-892-2411																		
県西	（筑 西）：0296-24-9246	境     ：0280-87-0822																		

## 農業に関する先進的な知識や技術を学びたい

<b>事業名</b>	いばらき農業アカデミー事業																																																		
<b>分類</b>	【新規就農、企業参入】【経営改善、技術習得、人材確保】																																																		
<b>事業要旨</b>	本県農業をけん引する経営感覚に優れた経営体を育成するため、経営者マインドの醸成を図るとともに、経営管理や生産技術について総合的な学びの場を産学官が連携して提供します。																																																		
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 茨城県</p> <p><b>〔事業対象〕</b> 農業者、就農志向者 等</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 全 29 講座を開催予定。詳細はHPをご覧ください。  <a href="https://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp/">https://www.agriacademy.pref.ibaraki.jp/</a>                      ※講座の開催時期、回数は変更となる可能性があります。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p><b>&lt;講座一覧&gt;</b> * : 受講者のうち希望者は、自己負担で県外視察研修に参加可能。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%;">講座名</th> <th style="width: 15%;">開催時期</th> <th style="width: 10%;">回数(期)</th> <th style="width: 20%;">受講経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">経営高度化講座群</td> <td>ヤングファーマーズ・ミーティング</td> <td>7月</td> <td>1</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>経営スタートアップ講座</td> <td>7～2月</td> <td>10</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>リーダー農業経営者育成講座</td> <td>7～2月</td> <td>10</td> <td>無料*</td> </tr> <tr> <td>農業経営革新講座</td> <td>10～2月</td> <td>6</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>農業簿記講座</td> <td>10～12月</td> <td>5</td> <td>テキスト代</td> </tr> <tr> <td>農業経営改善セミナー</td> <td>7～2月</td> <td>3</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>農業人材育成指導者養成講座</td> <td>12月～2月</td> <td>2</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>アグリビジネス講座</td> <td>9～11月</td> <td>5</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>SNS を活用した販路拡大講座</td> <td>9月</td> <td>2</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </tbody> </table>					講座名	開催時期	回数(期)	受講経費	経営高度化講座群	ヤングファーマーズ・ミーティング	7月	1	無料	経営スタートアップ講座	7～2月	10	無料	リーダー農業経営者育成講座	7～2月	10	無料*	農業経営革新講座	10～2月	6	無料	農業簿記講座	10～12月	5	テキスト代	農業経営改善セミナー	7～2月	3	無料	農業人材育成指導者養成講座	12月～2月	2	無料	アグリビジネス講座	9～11月	5	無料	SNS を活用した販路拡大講座	9月	2	無料	~~~~~				
	講座名	開催時期	回数(期)	受講経費																																															
経営高度化講座群	ヤングファーマーズ・ミーティング	7月	1	無料																																															
	経営スタートアップ講座	7～2月	10	無料																																															
	リーダー農業経営者育成講座	7～2月	10	無料*																																															
	農業経営革新講座	10～2月	6	無料																																															
	農業簿記講座	10～12月	5	テキスト代																																															
	農業経営改善セミナー	7～2月	3	無料																																															
	農業人材育成指導者養成講座	12月～2月	2	無料																																															
	アグリビジネス講座	9～11月	5	無料																																															
	SNS を活用した販路拡大講座	9月	2	無料																																															
	~~~~~																																																		

生産技術講座群					
	いばらき営農塾（野菜入門A）	5～9月	29	受講料等	
	いばらき営農塾（野菜入門B）	9～2月	29	受講料等	
	いばらき営農塾 （フォローアップコース）	6～1月	20	受講料等	
	生産環境管理（土壌）講座	9～11月	2	無料	
	生産環境管理 （病虫害・植物保護）講座	11～12月	2	無料	
	有機農業講座	未定	1	無料	
	品目別先進農業技術講座	5～12月	7	無料	
	6次産業化入門講座	6、1月	3	無料	
	農産加工実践講座	7、8、12月	3	無料	
	農業生産工程管理（GAP）講座	7月	1	無料	
	農業機械基礎研修	1月	4	受講料等	
	農業機械士技能認定研修	10月	1	受講料等	
	農作業安全・大型特殊免許 （農耕用）等取得研修	5～3月	10 (3)	受講料等	
	スマート農業講座	7～1月	3	無料	
	農業気象講座	11～12月	3	無料	
	新規繁殖和牛経営入門講座	7～10月	5	無料	
	豚人工授精実習会	10月	1	無料	
	特別講座群	野生鳥獣による農作物被害対策研修	7～2月	8	無料
		農村地域活性化人材育成講座	9～3月	7	無料
関連セミナー		未定	未定	未定	

問合せ先

◆農業総合センター 企画調整課 TEL：0299-45-8321

## 新規就農に関する相談をしたい

<b>事業名</b>	新規就農相談センター事業
<b>分類</b>	【新規就農、企業参入】
<b>事業要旨</b>	茨城県の就農相談のワンストップ窓口である茨城県新規就農相談センター(公益社団法人茨城県農林振興公社)が、就農希望者に対して、就農相談会の開催、農業法人等の求人情報の発信、就農支援制度や県内就農事例に関する情報提供等を行い、就農相談から実際に就農するまでの支援を行います。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 公益社団法人茨城県農林振興公社</p> <p><b>〔事業対象〕</b> 就農希望者</p> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>(1) 就農相談・就農啓発 就農相談員が、就農希望者からの様々な相談に応じます。 また、県内を中心に、就農相談会や就農啓発講座等を開催し、就農相談に応じるとともに茨城農業の魅力や就農支援に関する情報を提供します。</p> <p>(2) 就農前研修支援 就農前に行う研修(インターンシップ等)を支援します。 インターンシップについては、就農希望者に対して受入農家を紹介し、県内の優れた農業者の経営や取組を直接学ぶ機会を提供します。 また、就農に向けて技術や知識を学ぶ長期研修(期間: 1~2年)については、就農希望者に対して、就農予定地域や就農形態等に応じて県内の研修機関の紹介等を行います。</p> <p>(3) 雇用就農支援(無料職業紹介事業) 就農相談員が、求職者からの就職相談に応じるとともに、県内農業法人等の紹介・斡旋、求人情報の管理を行い、雇用就農を支援します。</p> <p>(4) 「茨城就農コンシェル」による情報発信 就農支援ポータルサイト「茨城就農コンシェル」において、就農希望者に対して就農相談会等の案内、県内農業法人や就農支援制度に関する情報等を発信します。</p>
<b>問合せ先</b>	<p>◆公益社団法人 茨城県農林振興公社 TEL: 029-350-8686 〒311-4203 茨城県水戸市上国井町 3118 番地 1 ホームページ: <a href="http://www.ibanourin.or.jp/concier/">http://www.ibanourin.or.jp/concier/</a> 「茨城就農コンシェル」で検索してください。</p> <p>◆農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL: 029-301-3844</p>

## 新たに農業を始めたい

<b>事業名</b>	新規就農総合支援事業 (就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業、新規就農者チャレンジ事業)
<b>分類</b>	【新規就農、企業参入】
<b>事業要旨</b>	研修や経営を開始する就農希望者に対して資金を交付するほか、経営発展のための設備投資を支援します。また、新規就農者の誘致に向けた体制及び研修農場整備について助成を行います。
<b>事業概要</b>	<p><b>1 就農準備資金</b>  <b>【事業主体】</b> 県又は市町村  <b>【事業対象】</b> 新規就農者  <b>【事業内容】</b> 就農前に行う研修期間中の研修生に対して資金を交付します。  <b>【補助要件等】</b>  (1) 就農時の年齢が原則 50 歳未満であること  (2) 県認定の研修機関等で概ね 1 年以上かつ年間 1,200 時間以上研修を受けること  (3) 研修後、独立・自営就農する場合は認定新規就農者又は認定農業者になること  (4) 研修後、親元就農する場合は就農後 5 年以内に経営を継承すること  (5) 研修後、雇用就農する場合は正社員として雇用契約等を締結、又は、就農後 5 年以内に独立・自営就農すること  (6) 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等  <b>【補助限度額・補助率】</b>  年間 165 万円、最長 2 年間</p> <p><b>2 経営開始資金</b>  <b>【事業主体】</b> 市町村  <b>【事業対象】</b> 認定新規就農者  <b>【事業内容】</b>  新たに農業経営を開始する者に対して資金を交付します。  <b>【補助要件等】</b>  (1) 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者であること  (2) 経営開始 5 年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること  (3) 経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること  (4) 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること  (5) 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等  <b>【補助限度額・補助率】</b>  年間 165 万円、最長 3 年間</p> <p><b>3 経営発展支援事業</b>  <b>【事業主体】</b> 市町村  <b>【事業対象】</b> 認定新規就農者  <b>【事業内容】</b>  認定新規就農者で、県が定める要件を満たし、かつ、国に採択された農業者に対して、機械・施設や家畜の導入、果樹・茶改植等に要する経費を支援します。</p>

**〔補助要件等〕**

- (1) 就農時の年齢が原則 50 歳未満であること
- (2) 独立・自営する認定新規就農者であること
- (3) 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上 1 割増等）であること
- (4) 目標地図に位置付けられている又は若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- (5) 本人負担分について金融機関から融資を受けていること
- (6) 経営開始資金の交付を受けていないこと 等

**〔補助限度額・補助率〕**

補助対象事業費上限：1,000 万円 補助率：3/4（国 1/2、県 1/4）

**【地域計画早期実現支援枠】**

**〔事業主体〕** 市町村

**〔事業対象〕** 新規就農者

**〔事業内容〕** 新規就農者等が実施する以下の取組を支援します。

- (1) 経営資源の有効利用に向けた取組  
機械・施設等の経営資源を継承・利用するための修繕・撤去・移設等の経費
- (2) 円滑な経営移譲に向けた取組  
法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組に要する経費

**〔補助要件等〕**

- (1) 事業実施年度の 3 年前の年度以降に、50 歳未満で農業経営を開始した者
- (2) 認定新規就農者または認定農業者であること
- (3) 将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられている、又は位置づけられることが確実と見込まれること
- (4) 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用をしないこと
- (5) 研修中など経営開始前の場合は、経営移譲者等と共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに事業要件を満たすこと
- (6) 事業実施年度の 3 年後の年度までに認定農業者になること
- (7) 定められた成果目標を達成すること 等

**〔補助限度額・補助率〕**

補助対象事業費上限：1,800 万円 補助率：1/2（国 1/3、県 1/6）

**4 新規就農者チャレンジ事業**

**〔事業主体〕** 市町村

**〔事業対象〕** 認定新規就農者

**〔事業内容〕** 新規就農者が早期に経営発展するために必要な農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。

**〔補助要件等〕**

- (1) 独立・自営就農時の年齢が 65 歳未満であること
- (2) 認定新規就農者であること
- (3) 営農地が属する地域計画が要件を満たすこと 等

**〔補助限度額・補助率〕**

補助対象事業費上限 個人 5,000 万円、法人 1 億円 補助率：3/10

**問合せ先**

- ◆農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3844
- ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課

県北	0294-80-3301	県央	029-350-3017	鹿行	0291-33-6285
県南	029-822-7083	県西	0296-24-9164		

## 地域に新規就農者を呼び込みたい

<b>事業名</b>	新規就農総合支援事業（新規就農者誘致環境整備事業）												
<b>分類</b>	【新規就農、企業参入】												
<b>事業要旨</b>	新規就農者の誘致に向けた体制及び研修農場整備について助成を行います。												
<b>事業概要</b>	<p>新規就農者誘致環境整備事業  <b>〔事業主体（事業対象）〕</b>  市町村、協議会、民間団体等</p> <p><b>〔事業内容〕</b>  円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動を支援します。</p> <p><b>〔補助要件等〕</b>  （１）市町村が参加した就農希望者を誘致し支援する体制が構築されていること  （２）新規就農者参入促進計画が策定されていること  （３）地域計画が策定されている又は目標年度までに策定されることが確実なこと</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b>  （１）新規就農者の誘致体制の整備      定額：補助上限 200 万円  （２）研修農場の整備                      補助率：1/2</p>												
<b>問合せ先</b>	<p>◆農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3844  ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td> <td style="width: 25%;">0294-80-3301</td> <td style="width: 25%;">県央</td> <td style="width: 25%;">029-350-3017</td> <td style="width: 25%;">鹿行</td> <td style="width: 25%;">0291-33-6285</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7083</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9164</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	県北	0294-80-3301	県央	029-350-3017	鹿行	0291-33-6285	県南	029-822-7083	県西	0296-24-9164		
県北	0294-80-3301	県央	029-350-3017	鹿行	0291-33-6285								
県南	029-822-7083	県西	0296-24-9164										

## 農業経営に関する相談をしたい

<b>事業名</b>	農業参入等支援センター事業
<b>分類</b>	【新規就農、企業参入】【経営改善、技術習得、人材確保】
<b>事業要旨</b>	<p>農業経営に関する相談窓口を運営し、農業経営体に対して、専門家から構成される支援チームの派遣等による伴走支援を実施します。</p> <p>併せて、農業参入を志向する企業に対して、農地等に関する情報提供や関係機関との仲介等による参入支援を実施します。</p>
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 茨城県</p> <p><b>〔事業対象〕</b> 法人化や規模拡大等の経営改善や事業承継を検討している農業経営者、農業分野への参入を考えている企業 等</p> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p><b>1 経営相談窓口「農業参入等支援センター」の設置</b> 経営改善や企業の農業参入等、農業経営に関する各種相談に対応します。</p> <p><b>2 専門家から構成される支援チームの派遣</b> 対象として選定された各経営体に対して、中小企業診断士による経営診断を実施し、その結果を基に、専門家から構成される支援チームの派遣による伴走支援を無料で実施します。 ※短期間のクイック専門家派遣（1経営体1回限り）も可能です。</p> <p><b>【登録専門家】</b> 中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、司法書士、弁護士、農業法人経営者、農山漁村発イノベーション地域プランナー</p> <p><b>3 研修会等の開催</b> 法人化や雇用・労務等の経営改善に関する研修会を開催します。</p> <p><b>4 企業の農業参入支援</b> 本県において農業参入を志向する企業等に対して、農地や補助事業に関する情報提供や関係機関との仲介、地権者説明会の開催支援を実施します。</p>
<b>問合せ先</b>	<p>◆農業経営課 就農・農業参入支援室 農業参入等支援センター</p> <p>TEL：029-301-3844 FAX：029-301-3879</p> <p>ホームページ：https://www.sannyu.pref.ibaraki.jp/</p>

## 新たに雇用した従業員を対象に農業技術等についての研修をしたい

<b>事業名</b>	雇用就農資金
<b>分類</b>	【新規就農、企業参入】
<b>事業要旨</b>	50歳未満の就農希望者を新たに雇用し技術を習得させたり、55歳未満の従業員を次世代経営者として育成する農業法人等に対して、資金を助成します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 全国農業会議所</p> <p>〔事業対象〕 農業法人、農業者等</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付します。</p> <p>(2)新法人設立支援タイプ 農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します。</p> <p>(3)次世代経営者育成タイプ 農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために、先進的な農業法人や異業種の法人へ派遣して行う研修にかかる経費を助成します。</p> <p>〔補助要件等〕 ※詳細は、(一社)茨城県農業会議業務部にお問合せください。</p> <p>(1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 及び (2)新法人設立支援タイプ ＜農業法人等に係る要件＞</p> <p>ア 新規雇用就農者との間で期間の定めのない雇用契約(正社員)を締結すること(独立が前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可)</p> <p>イ 労働環境の改善に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと</p> <p>ウ 雇用保険、労災保険に(法人の場合は健康保険、厚生年金保険にも)加入させること</p> <p>エ 1週間の所定労働時間が35時間以上であること(新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可)</p> <p>オ 研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること</p> <p>カ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること</p> <p>＜法人等で雇用就農者する方に係る要件＞</p> <p>ア 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満(採用時点)の者であること</p> <p>イ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること</p> <p>ウ 過去の農業就業期間が5年以内であること</p> <p>エ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと</p>

	<p>(3)次世代経営者育成タイプ        &lt;派遣元の農業法人等に係る要件&gt;        ア 派遣研修生を本事業での研修終了後1年以内に役員等に登用すること        &lt;派遣される研修生に係る要件&gt;        ア 原則55歳未満であること</p> <p><b>[補助限度額・補助率]</b></p> <p>(1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 年間最大60万円、最長4年間        ※新規採択人数は年間5人/1経営体、かつ3人目以降は年間最大20万円        ※多様な人材(障がい者、生活困窮者等)の場合は年間最大15万円を加算</p> <p>(2)新法人設立支援タイプ 年間最大120万円、最長4年間(3～4年目は最大60万円)</p> <p>(3)次世代経営者育成タイプ 月最大10万円、最短3か月～最長2年間</p>
<p>問合せ先</p>	<p>◆ (一社) 茨城県農業会議業務部 TEL : 029-301-1236</p>

## 商工業を営んでいるが農業にも参入するので融資を利用したい

<b>事業名</b>	茨城県農業ビジネス保証制度														
<b>分類</b>	【新規就農、企業参入】														
<b>事業要旨</b>	県内において、商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を県が創設しています。併せて、県が保証料の補助を行います。														
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 茨城県</p> <p>〔対象事業〕 商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人</p> <p>〔支援の内容〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">資金使途</td> <td>茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金 (運転資金・設備資金)  ※商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>5,000 万円</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>・一括返済の場合 2年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10年以内 (うち据置期間2年以内) 設備資金 15年以内 (うち据置期間2年以内)</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>金融機関所定利率</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>茨城県信用保証協会の信用保証付き</td> </tr> <tr> <td>信用保証料率</td> <td>借入金額に対し 0.8%</td> </tr> <tr> <td>保証料補助</td> <td>保証料の 50%を補助</td> </tr> </table> <p>〔利用方法等〕 商工会議所・商工会に認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。</p>	資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金 (運転資金・設備資金)  ※商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む	融資限度額	5,000 万円	融資期間	・一括返済の場合 2年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10年以内 (うち据置期間2年以内) 設備資金 15年以内 (うち据置期間2年以内)	融資利率	金融機関所定利率	信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き	信用保証料率	借入金額に対し 0.8%	保証料補助	保証料の 50%を補助
資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金 (運転資金・設備資金)  ※商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む														
融資限度額	5,000 万円														
融資期間	・一括返済の場合 2年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10年以内 (うち据置期間2年以内) 設備資金 15年以内 (うち据置期間2年以内)														
融資利率	金融機関所定利率														
信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き														
信用保証料率	借入金額に対し 0.8%														
保証料補助	保証料の 50%を補助														
<b>問合せ先</b>	◆農業経営課 団体・金融G TEL : 029-301-3862														

## 地域資源の活用による付加価値創出を通じて経営改善を図りたい

<b>事業名</b>	農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業) (相談窓口)
<b>分類</b>	【経営改善、技術習得、人材確保】【6次産業化】
<b>事業要旨</b>	経営戦略作成や商品開発、販路開拓など課題に応じて専門家を派遣し、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組み経営改善を図ろうとする事業者を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>【事業主体】</b> 茨城地域資源活用・地域連携サポートセンター（県からの委託）</p> <p><b>【事業対象】</b> 農林漁業者等</p> <p><b>【事業内容】</b> 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者で支援実施後3～5年間の経営改善目標を自ら掲げる者のうち、地域支援検証委員会が選定した者（以下「支援対象者」という。）に対し、経営改善や、経営全体の付加価値向上の取組を支援します。</p> <p><b>【対象経費】</b> 費用は無料です。</p> <p><b>【その他】</b> 支援対象者以外の方からの相談については、原則として専門家を派遣せず、企画推進員による対応となります。</p>
<b>問合せ先</b>	◆農業技術課 研究・普及G TEL：029-301-3936

## GAP 認証の取組に係る支援を受けたい

<b>事業名</b>	茨城県GAP推進事業（GAP 認証取得支援アドバイザーの派遣）																		
<b>分類</b>	【経営改善、技術習得、人材確保】【輸出・販路拡大】【環境保全型農業】																		
<b>事業要旨</b>	茨城県内で国際水準のGAP 認証（以下「GAP 認証」という。）の取得を目指す農業者等に対して、GAP 認証の取得に係る助言指導やコンサルティング等を行うことができるGAP 認証取得支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、GAP 認証の取得を支援します。																		
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b> 茨城県内でGAP 認証の取得を目指す農業者、農業者団体等（JA部会、任意組織、農業法人）</p> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GAP 認証を取得するために必要な知識（法令、基準文書等）や書類の作成方法等に係る助言指導。</li> <li>・農業生産活動における様々なリスクの評価・分析、リスクを未然に防止する改善策等への助言等。</li> <li>・GAPの基本となるリスク評価・分析と改善策について、相応の知識と情報を有していると認められ（民間のGAP 指導員、審査員の資格を有すること等）、GAP 認証の取得支援が可能な者を県が選定。</li> </ul> <p><b>〔補助要件等〕</b> 茨城県内でGAP 認証（JGAP、ASIAGAP、GLOBALG. A. P.）を目指す農業者等</p> <p><b>〔対象経費〕</b> アドバイザー派遣費</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b> 定額 ※1 集団に対する派遣の上限は下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">取得を目指す GAP 認証</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">派遣回数及び派遣時間上限</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">個人認証の取得</th> <th style="text-align: center;">団体認証の取得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JGAP</td> <td style="text-align: center;">2 回及び 6 時間</td> <td style="text-align: center;">3 回及び 9 時間</td> </tr> <tr> <td>ASIAGAP</td> <td style="text-align: center;">3 回及び 9 時間</td> <td style="text-align: center;">4 回及び 12 時間</td> </tr> <tr> <td>GLOBALGAP.</td> <td style="text-align: center;">4 回及び 12 時間</td> <td style="text-align: center;">5 回及び 15 時間</td> </tr> </tbody> </table>	取得を目指す GAP 認証	派遣回数及び派遣時間上限		個人認証の取得	団体認証の取得	JGAP	2 回及び 6 時間	3 回及び 9 時間	ASIAGAP	3 回及び 9 時間	4 回及び 12 時間	GLOBALGAP.	4 回及び 12 時間	5 回及び 15 時間				
取得を目指す GAP 認証	派遣回数及び派遣時間上限																		
	個人認証の取得	団体認証の取得																	
JGAP	2 回及び 6 時間	3 回及び 9 時間																	
ASIAGAP	3 回及び 9 時間	4 回及び 12 時間																	
GLOBALGAP.	4 回及び 12 時間	5 回及び 15 時間																	
<b>問合せ先</b>	<p>◆農業技術課有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931</p> <p>◆最寄りの農林事務所 経営・普及部門または地域農業改良普及センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">農林事務所経営・普及部門</th> <th style="width: 50%;">地域農業改良普及センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>常陸太田：0294-80-3340</td> <td>常陸大宮：0295-53-0116</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td>水戸：029-227-1521</td> <td>笠間：0296-72-0701</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>鉾田：0291-33-6192</td> <td>行方：0299-72-0256</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>土浦：029-822-7242</td> <td>稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>筑西：0296-24-9206</td> <td>結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134</td> </tr> </tbody> </table>		農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター	県北	常陸太田：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116	県央	水戸：029-227-1521	笠間：0296-72-0701	鹿行	鉾田：0291-33-6192	行方：0299-72-0256	県南	土浦：029-822-7242	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109	県西	筑西：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134
	農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター																	
県北	常陸太田：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116																	
県央	水戸：029-227-1521	笠間：0296-72-0701																	
鹿行	鉾田：0291-33-6192	行方：0299-72-0256																	
県南	土浦：029-822-7242	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109																	
県西	筑西：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134																	

## 外国人材が農業に必要な資格を習得することを支援したい

<b>事業名</b>	農業労働力確保総合支援対策事業（茨城県外国人農業労働力確保支援事業費補助金）
<b>分類</b>	【経営改善、技術習得、人材確保】
<b>事業要旨</b>	農業分野において外国人材が活躍できるよう、特定技能外国人が農業に必要な資格の取得や講習の受講をするために要する経費を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b>            特定技能所属機関（特定技能外国人の受入れ農家等）</p> <p><b>〔事業内容〕</b>            資格取得支援事業：特定技能外国人の農作業に必要な資格取得等に係る経費の補助</p> <p><b>〔補助要件等〕</b>            補助対象期間内に資格を取得又は講習等を受講すること。            ただし、修了証が発行される技能講習等については、期間内に講習を修了したものに限ります。</p> <p><b>〔対象経費〕</b>            農作業に必要な免許の取得や更新、            技能講習受講に要する手数料、受講料、テキスト代等</p> <p>－対象資格・講習－  <b>【自動車免許】</b> 普通、大型特殊（農耕車限定）  <b>【運転技能講習】</b> フォークリフト、ショベルローダー等、小型車両系建設機械、            床上操作式クレーン  <b>【技能講習】</b> はい作業主任者、玉掛け  <b>【その他】</b>刈払機取扱安全衛生教育講習</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b>            特定技能外国人1人当たり最大10万円、定額            ※補助額は、実費と資格・講習ごとの基準額を比べて少ない方の額となります。</p>
<b>問合せ先</b>	◆農業経営課就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3844 <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/shienshitu/kakuhoshien.html">https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/shienshitu/kakuhoshien.html</a>

## 農福連携に取り組んでみたい

<b>事業名</b>	農福連携推進事業																		
<b>分類</b>	【経営改善、技術習得、人材確保】																		
<b>事業要旨</b>	農業分野における多様な働き手確保の一環として農福連携を推進するため、農業経営体等と福祉事業所との相互理解に向けた農作業体験会を開催する。																		
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b>            農業者、新規就農者、農業者組織等</p> <p><b>〔事業内容〕</b>            農業経営体等が福祉事業所の農作業体験会を受け入れる際（以下、「農作業体験会」とする）に、農業経営体等による引率者（福祉事業所の職員、指導員等）への指導対して支援する。</p> <p><b>〔補助要件等〕</b>            ○農業経営体等が農福連携に取り組む意向があること            ○農林事務所企画調整部門（畜産振興課）又は経営・普及部門、地域農業改良普及センターに対し、農作業体験会の開催を依頼し、依頼を受けた農林事務所が農作業体験会開催計画を作成し、交付主体へ提出していること            ○支給対象者と参加する福祉事業所との組み合わせで、これまで本事業における農作業体験会を実施していないこと</p> <p><b>〔対象経費〕</b>            農作業体験会の開催に係る講師謝金</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b>            定額（補助率 県 10/10）</p>																		
<b>問合せ先</b>	<p>◆農村計画課 農村総合計画G TEL：029-301-4155            ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 進行・環境室 畜産振興課、            または経営・普及部門、地域農業改良普及センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">農林事務所 (上段) 企画調整部門畜産振興課 (下段) 経営・普及部門</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">地域農業改良普及センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td style="text-align: center;">常陸太田：0294-87-6680 0294-80-3340</td> <td style="text-align: center;">常陸大宮：0295-53-0116</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td style="text-align: center;">水戸：029-231-0476 029-227-1521</td> <td style="text-align: center;">笠間：0296-72-0701</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td style="text-align: center;">鉾田：0291-33-4118 0291-33-6193</td> <td style="text-align: center;">行方：0299-72-0256</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td style="text-align: center;">土浦：029-822-8521 029-822-8517</td> <td style="text-align: center;">稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td style="text-align: center;">筑西：0296-24-9166 0296-24-9206</td> <td style="text-align: center;">結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134</td> </tr> </tbody> </table> <p>※福祉事業所と委託契約を新たに締結した場合には、福祉事業所に支払う工賃を補助する事業もごさいます。別途ご相談ください。</p>		農林事務所 (上段) 企画調整部門畜産振興課 (下段) 経営・普及部門	地域農業改良普及センター	県北	常陸太田：0294-87-6680 0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116	県央	水戸：029-231-0476 029-227-1521	笠間：0296-72-0701	鹿行	鉾田：0291-33-4118 0291-33-6193	行方：0299-72-0256	県南	土浦：029-822-8521 029-822-8517	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109	県西	筑西：0296-24-9166 0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134
	農林事務所 (上段) 企画調整部門畜産振興課 (下段) 経営・普及部門	地域農業改良普及センター																	
県北	常陸太田：0294-87-6680 0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116																	
県央	水戸：029-231-0476 029-227-1521	笠間：0296-72-0701																	
鹿行	鉾田：0291-33-4118 0291-33-6193	行方：0299-72-0256																	
県南	土浦：029-822-8521 029-822-8517	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109																	
県西	筑西：0296-24-9166 0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134																	

## 農産物の付加価値向上に取り組みたい

<b>事業名</b>	6次産業化総合支援事業（アグリビジネス講座の開催）
<b>分類</b>	【6次産業化】
<b>事業要旨</b>	事業計画の作成、経営・販売ノウハウ、商談スキルなどを学ぶ講座を開催し、農産物の付加価値向上に取り組む農業者等を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに6次産業化に取り組む意欲のある農業者等</li> <li>・6次産業化の事業計画を見直したい農業者等</li> </ul> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>6次産業化に取り組むうえでの課題解決や経営・商談・販売に向けたノウハウの習得及び事業計画の作成方法の習得及び作成した事業計画のブラッシュアップを図る。</p> <p><b>〔開催時期〕</b></p> <p>9月～11月（予定）</p> <p><b>〔募集人数〕</b></p> <p>20名程度</p> <p><b>〔受講料〕</b></p> <p>受講料は無料。ただし、実習等で必要となる交通費等の経費については受講者が負担するものとする。</p>
<b>問合せ先</b>	◆農業技術課 研究・普及G TEL：029-301-3936

## 加工食品を開発したい

<b>事業名</b>	6次産業化総合支援事業（6次産業化オープンラボトリーの設置）																		
<b>分類</b>	【6次産業化】																		
<b>事業要旨</b>	6次産業化オープンラボトリー（開放実験室）の設置により、6次産業化に取り組む農業者を支援します。																		
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 茨城県</p> <p><b>〔事業対象〕</b> 6次産業化に取り組む農業者 これから6次産業化を目指して農産加工活動に取り組む予定の農業者等</p> <p><b>〔事業内容〕</b> （1）上記事業対象に該当する方は、農産物の加工による試作・商品開発をするための機材を整備した6次産業化オープンラボトリーを活用できます。 （2）農産加工や衛生管理等の専門知識を有する指導員から、加工技術や商品開発に対する助言・指導を受けることができます。</p> <p><b>〔利用手続き〕</b> 施設を利用する場合は事前にご相談が必要です。 最寄りの農林事務所経営・普及部門または農業改良普及センターを通してご相談ください。</p> <p><b>〔留意事項〕</b> 施設利用料は無料ですが、実験材料（調味料などを含む）は利用者をご用意ください。 （事前に指導員との打合せを行って準備してください）</p>																		
<b>問合せ先</b>	<p>◆農業総合センター農産加工指導センター TEL：0299-48-2801</p> <p>◆最寄りの農林事務所 経営・普及部門または地域農業改良普及センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">農林事務所経営・普及部門</th> <th style="width: 45%;">地域農業改良普及センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>常陸太田：0294-80-3340</td> <td>常陸大宮：0295-53-0116</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td>水戸：029-227-1521</td> <td>笠間：0296-72-0701</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>鉾田：0291-33-6193</td> <td>行方：0299-72-0256</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>土浦：029-822-7242</td> <td>稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>筑西：0296-24-9206</td> <td>結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134</td> </tr> </tbody> </table>		農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター	県北	常陸太田：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116	県央	水戸：029-227-1521	笠間：0296-72-0701	鹿行	鉾田：0291-33-6193	行方：0299-72-0256	県南	土浦：029-822-7242	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109	県西	筑西：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134
	農林事務所経営・普及部門	地域農業改良普及センター																	
県北	常陸太田：0294-80-3340	常陸大宮：0295-53-0116																	
県央	水戸：029-227-1521	笠間：0296-72-0701																	
鹿行	鉾田：0291-33-6193	行方：0299-72-0256																	
県南	土浦：029-822-7242	稲敷：029-892-2934 つくば：029-836-1109																	
県西	筑西：0296-24-9206	結城：0296-48-0184 坂東：0297-34-2134																	

## 輸出に向けた産地づくりを行いたい

<b>事業名</b>	いばらき大規模輸出産地モデル形成等支援事業
<b>分類</b>	【輸出・販路拡大】
<b>事業要旨</b>	輸出に意欲的な産地・農業者が、輸出先国のニーズや規制等に対応したグローバル産地の形成を図る取組みを支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b>  農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会等</p> <p><b>〔事業内容〕</b>  海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。</p> <p>(1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化  輸出産地・事業者、JA 系統、輸出商社、物流業者等が参画した輸出推進体制を組織化する取組。</p> <p>(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築  (1)の推進体制の下、輸出先国の規制・ニーズに対応した農林水産物・食品を安定的に供給する大規模な輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図る取組。</p> <p><b>〔対象経費〕</b>  上記(1)及び(2)の事業について、それに要する経費。  ※(1)及び(2)の全ての事業を実施することとする。</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b>  定額（国 10/10）  ※補助上限については、下記問合せ先にお問い合わせください。</p>
<b>問合せ先</b>	◆営業戦略部 販売戦略課 戦略・分析G TEL：029-301-3966

## 農産物等の販路開拓に取り組みたい

<b>事業名</b>	販路開拓チャレンジ事業（首都圏等向け販路開拓に対する支援）
<b>分類</b>	【輸出・販路拡大】
<b>事業要旨</b>	商談会の開催等により、新たな販路の開拓を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 茨城県</p> <p><b>〔事業対象〕</b> 首都圏等での販路開拓に意欲的な生産者</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 農産物の生産者とバイヤー等（仲卸業者・量販店・ホテル事業者・飲食店・EC事業者等）とのマッチングを図る商談会の開催等により、本県農産物の販路開拓を図ります。</p> <p><b>〔実施内容〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数：年2回（予定）、</li> <li>・定員数：各30名程度（予定）</li> <li>・参加費：無料（交通費等の経費については参加者負担）</li> </ul>
<b>問合せ先</b>	◆営業戦略部 県産品販売課 青果物G TEL：029-301-2855

## 農産物等を輸出したい

<b>事業名</b>	いばらきグローバルビジネス推進事業（いばらきグローバルビジネス推進協議会）
<b>分類</b>	【輸出・販路拡大】
<b>事業要旨</b>	いばらきグローバルビジネス推進協議会会員に対して、輸出に関する情報提供を行うほか、セミナーの開催等による輸出ノウハウの向上や海外バイヤーとの商談機会の充実を図ります。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> いばらきグローバルビジネス推進協議会</p> <p><b>〔事業対象〕</b> 県産農林水産物等の輸出に意欲的である農業者等 ※協議会への申込手続きが必要となります（入会費、年会費不要）</p> <p><b>〔事業内容〕</b> （1）会員間における意見交換会の開催 （2）海外バイヤーとの商談機会の提供 （3）メーリングリストによる商談会情報や海外の輸入制度等についての情報提供</p> <p><b>〔いばらきグローバルビジネス推進協議会について〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的：海外でのビジネスにチャレンジする中小企業・農業者等の支援を通じて、海外進出及び輸出を促進し、経済のグローバル化に対応した本県産業の振興を図る。</li> <li>・ 設立日：令和元年5月24日</li> <li>・ 会員数：のべ359の企業・団体等（うち254の企業・団体等で食品部会を構成） （令和8年2月末現在）</li> </ul>
<b>問合せ先</b>	<p>◆いばらきグローバルビジネス推進協議会事務局 （営業戦略部 県産品販売課） TEL：029-301-3529</p>

## 都市農村交流により地域を活性化したい

<b>事業名</b>	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）、 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）
<b>分類</b>	【農村活性化、都市農村交流】
<b>事業要旨</b>	農山漁村の地域住民が生き生きと暮らしていける環境創出のきっかけづくりや、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域づくりを支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>1 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）</b> 活動計画策定事業</p> <p>〔事業主体（事業対象）〕 市町村を構成員に含む地域協議会</p> <p>〔事業内容〕 ア アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定 イ 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動等</p> <p>〔補助限度額等〕 事業期間：2年間 交付率：定額（上限1年目500万円、2年目250万円等）</p>

## 2 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

### (1) 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

#### 【事業主体（事業対象）】

地域協議会、民間企業等

#### 【事業内容】

##### ① 農泊推進事業

###### ア 農泊地域創出タイプ

農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援

###### イ 農泊地域経営強化タイプ

地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツの単価引き上げやDX等の生産性向上によるコスト節減等により高付加価値化を目指す新たな取組に要する経費を支援

###### ウ インバウンド食関連消費拡大タイプ

輸出産地等との連携による「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成等を支援

##### ② 人材活用事業

「地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）」又は「地域内に無い専門知識を持つ人材（専門家）」の雇用等に要する経費を支援

##### ③ 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援

#### 【補助限度額等】

① ア 上限2年間、交付率定額（上限500万円/年等）

イ 上限2年間、交付率定額（上限250万円/年等）

ウ 上限3年間、交付率定額（上限500万円/年等）

② 期間は上限①に準ずる、交付率定額（上限250万円/研修生タイプ、  
上限650万円/専門家タイプ）

③ 上限1年、交付率定額（上限250万円等）

### (2) 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

#### 【事業主体】

ア 市町村、地域協議会の中核法人、農業協同組合等

イ 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体

#### 【事業内容】

ア 市町村・中核法人実施型

古民家、廃校舎等を活用した滞在施設、農山漁村体験施設等の整備

イ 農家民泊経営者等実施型

農家民泊等における小規模な改修（簡易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備や、宿泊施設の質の向上のための設備の整備）

#### 【補助限度額等】

ア 上限2年間、交付率1/2（上限2,500万円等）

イ 1年間、交付率1/2（上限5,000万円（経営者等1名当たり上限1,000万円））

問合せ先

◆農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264

## 地域間交流の促進等により農山漁村の活性化を図りたい

<b>事業名</b>	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）
<b>分類</b>	【農村活性化、都市農村交流】
<b>事業要旨</b>	市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、PFI 事業者、NPO 法人、農林漁業者等の組織する団体 等</p> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>(1) 生産基盤及び施設 農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援 (生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設 等)</p> <p>(2) 生活環境施設 良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援 (簡易給排水施設、農山漁村定住促進施設 等)</p> <p>(3) 地域間交流拠点施設 都市住民や一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援 (廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等)</p> <p>(4) その他 (自然・資源活用施設、指定棚田地域保全整備 等)</p> <p><b>〔補助要件等〕</b> 農山漁村活性化法に基づく活性化計画（計画期間：3～5年程度）を策定すること。 (都道府県または市町村が単独または共同で作成) ※事業メニューにより五法指定地域等や受益面積、他の計画策定といった要件があります。 ※「五法指定地域等」とは、①振興山村地域、②過疎地域、③離島地域、④半島地域、⑤特定農山村地域、⑥上記①から⑤に準ずる地域であって、人口が相当程度減少し、かつ、高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域をいう。</p> <p><b>〔対象経費〕</b> 対象事業の実施に要する経費</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付率：1/2 以内</li> <li>・ 交付対象事業費の上限：国費として4億円まで</li> <li>・ 事業内容(3)の地域間交流拠点の整備では、延べ床面積の合計が1,500㎡以内かつ1㎡あたり29万円以内とする。</li> </ul>
<b>問合せ先</b>	◆農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264

## 市民農園を開設したい

<b>事業名</b>	市民農園開設支援			
<b>分類</b>	【農村活性化、都市農村交流】			
<b>事業要旨</b>	耕作放棄地の解消・発生防止、都市住民の利用による農村地域の活性化などの効果が見込まれる市民農園の開設を支援します。			
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体（事業対象）〕 地方公共団体、農協、農地所有者、NPO法人、企業、個人等</p> <p>〔支援内容〕 （1）市民農園の開設・運営に関する各種相談（開設手続、活用可能な補助事業の紹介等） （2）ホームページ「いばらきのグリーン・ツーリズム」による県内市民農園情報の発信</p> <p>&lt;主な活用可能補助事業&gt;</p>			
	事業等名	内容	主な実施主体	補助率等
	農山漁村振興交付金 （地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））	都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農山漁村の活性化のために必要となる地域間交流拠点施設の整備として、体験農園・市民農園の整備が可能	都道府県、市町村、JA、農林漁業者の組織する団体等	1/2等
	<p>〔開設方法〕 （1）「市民農園整備促進法」による開設 ・農地とそれに農機具庫やトイレなどの付帯設備を設置して市民農園を開設する場合のルールを定めた法律です。 ・市民農園の開設できる場所は、市民農園区域または市街化区域に限られます。 （2）「特定農地貸付法」による開設 ・小面積に区切られた農地を利用者が借りることのできる、農地法の特例です。 ・利用者あたりの利用面積は10a未満とする等の開設要件を満たす必要があります。 （3）「農園利用方式」による開設 ・農業経営は農家が行い、利用者が農作業を手伝う方式です。 ・開設者（農家）と利用者は農作業に関する契約を結ぶことが必要です。 ・農地の貸し借りは伴いません。 ※開設方法により、開設場所や開設要件、開設手続等が異なります。</p>			
<b>問合せ先</b>	◆農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264			

## 農家民宿を開設したい

<b>事業名</b>	農家民宿開設支援
<b>分類</b>	【農村活性化、都市農村交流】
<b>事業要旨</b>	農林漁業者等が営業する、農林漁業に関する作業体験、農林水産物の加工又は調理体験、農山漁村の生活および文化に触れる体験等を提供する宿泊施設「農家民宿」の開設を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b> 農林漁業者等</p> <p><b>〔支援内容〕</b>            (1) ホームページ「いばらきのグリーン・ツーリズム」や、グリーンツーリズム体験ガイドブック「いばらきとあそぼ。」による県内農家民宿情報の発信            (2) パンフレット「農家民宿開業の手引き」の配布            (3) 農家民宿の開設手続きなどに関する相談</p> <p><b>〔開設方法〕</b> ※旅館業法に基づく営業許可申請を行う場合            開業までの手続きの流れは以下のとおりですが、まずは農家民宿の開業計画について概要を整理して、市町村や県農業改良普及センター等へ相談してください。            (1) 農家民宿の開業計画について概要を整理して相談（→市町村等）            (2) 地域指定の有無や地目の種類など土地について確認（→市町村等）                新築する場所が、自然公園内や市街化調整区域内に該当する場合は、それに応じた各許可申請等が必要となります。                ※市街化調整区域内の場合、都市計画法の許可が別途必要となります。                なお、都市計画法の許可を受ける場合は、事前に県農村計画課へ「農林漁業体験民宿業に係る施設等の証明願」の申請が必要となります。            (3) 保健所に相談し、必要な許認可と各施設の基準等を確認（→保健所）            (4) 消防設備について相談（→消防署）            (5) 排水に関する手続き（→県民センター環境・保安課等）            (6) 建築確認が必要な場合は、建築確認申請を提出（→各市建築担当課、県民センター建築指導課等）            (7) 工事の着手・完了                建築確認を申請した場合は、完了検査申請書を提出し、検査を受検します。            (8) 消防用設備等の申請（→消防署）            (9) 旅館業法による営業許可申請（→保健所）</p> <p>※開業にあたっては、既存の家屋を利用、空き家や空き部屋を利用、新築などいろいろな場合が考えられます。また、食事の提供方式も、自炊型、1泊2食型など様々です。どの場所でどのような形態で開設するかによって手続きが異なります。</p> <p>※住宅宿泊事業法に基づく届出をして農家民宿を開業したい場合は、県生活衛生課までお問合せください。(TEL：029-301-3414)</p>
<b>問合せ先</b>	◆農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264

未利用資源の活用等を通じて山村の所得や雇用の増大を図りたい

<b>事業名</b>	農山漁村振興交付金（山村活性化支援交付金）のうち山村活性化対策事業
<b>分類</b>	【農村活性化、都市農村交流】
<b>事業要旨</b>	山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b> 振興山村を有する市町村、振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会</p> <p><b>〔対象地域〕</b> 山村振興法のに基づき指定された振興山村</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援。          (1) 地域資源の賦存・利用状況等の調査          (2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成          (3) 地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組及び販売促進</p> <p><b>〔補助要件等〕</b> 山村振興法に基づき指定された振興山村、かつ当該振興山村における山村振興計画（H27法改正を踏まえたもの）が作成されていること。</p> <p><b>〔事業期間〕</b> 上限3年間</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b> 補助率：定額 上限1,000万円/年/地区</p> <p><b>〔対象経費〕</b> 役務費、委託料、資材等購入費、機械賃料、人件費、旅費 等</p> <p style="text-align: center;">※事業実施主体は、事業開始年度において、事業実施計画を直接、関東農政局に提出する。なお、事業実施計画の作成にあたっては、県と調整をすること。</p>
<b>問合せ先</b>	◆農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264

## 農業生産条件が不利な中山間地域等で農業を続けたい

<b>事業名</b>	中山間地域等直接支払交付金																																																																						
<b>分類</b>	【農村活性化、都市農村交流】																																																																						
<b>事業要旨</b>	農業生産条件の不利な中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、耕作放棄の発生防止や多面的機能を確保するため、直接支払を行います。																																																																						
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 農業者の組織する団体等（集落等）          〔事業対象〕 農業者、新規就農者、農業者組織、その他          〔事業内容〕          急傾斜等条件不利な農地を対象に、集落協定または個別協定に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、交付金を直接支払います。          〔補助要件等〕          山村振興法、過疎法、特定農山村法、棚田地域振興法に基づく指定地域、または知事特認地域において、傾斜等の基準を満たしていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">市町村名</th> <th style="width: 40%;">特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域</th> <th style="width: 40%;">県知事の特認地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立市</td> <td>旧十王町、㊟中里村</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>古河市</td> <td>㊟岡郷村、旧三和町</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>常陸太田市</td> <td>㊟誉田村、㊟河内村、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村</td> <td>㊟機初村、㊟世矢村、㊟西小沢村、㊟幸久村、㊟佐竹村、㊟佐都村</td> </tr> <tr> <td>高萩市</td> <td>全域</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>北茨城市</td> <td>㊟関本村、㊟華川村</td> <td>旧磯原町、旧関南村</td> </tr> <tr> <td>笠間市</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>㊟大池田村、㊟北山内村、㊟南山内村、㊟西山内村</td> </tr> <tr> <td>潮来市</td> <td>旧牛堀町</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>常陸大宮市</td> <td>旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、㊟大場村</td> <td>旧大宮町（㊟大賀村、㊟世喜村、㊟上野村、㊟静村、㊟塩田村、㊟玉川村）</td> </tr> <tr> <td>坂東市</td> <td>㊟生子菅村、㊟沓掛村</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>稲敷市</td> <td>全域</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>かすみがうら市</td> <td>旧霞ヶ浦町</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>桜川市</td> <td>全域</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>行方市</td> <td>全域</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>城里町</td> <td>旧七会村、旧桂村</td> <td>旧常北町</td> </tr> <tr> <td>大子町</td> <td>全域</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>河内町</td> <td>全域</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>利根町</td> <td>全域</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（注）㊟は、昭和25年2月1日当時の市町村名</p> <p>〔対象経費〕          下表の交付単価により、交付対象農用地面積に応じて交付</p> <p>〔補助限度額・補助率（田・畑）〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地目</th> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">交付単価 (円/10a)</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">田</td> <td>急傾斜（1/20以上）</td> <td style="text-align: center;">21,000</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">※その他、各種要件を満たすことにより、「棚田地域振興活動加算」では傾斜条件により最大14,000円/10a、「ネットワーク化加算」では面積条件により最大10,000円/10a等の加算措置を受けることができます。</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（1/100以上）</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">畑</td> <td>急傾斜（15°以上）</td> <td style="text-align: center;">11,500</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8°以上）</td> <td style="text-align: center;">3,500</td> </tr> </tbody> </table>		市町村名	特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域	県知事の特認地域	日立市	旧十王町、㊟中里村	—	古河市	㊟岡郷村、旧三和町	—	常陸太田市	㊟誉田村、㊟河内村、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村	㊟機初村、㊟世矢村、㊟西小沢村、㊟幸久村、㊟佐竹村、㊟佐都村	高萩市	全域	—	北茨城市	㊟関本村、㊟華川村	旧磯原町、旧関南村	笠間市	—	㊟大池田村、㊟北山内村、㊟南山内村、㊟西山内村	潮来市	旧牛堀町	—	常陸大宮市	旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、㊟大場村	旧大宮町（㊟大賀村、㊟世喜村、㊟上野村、㊟静村、㊟塩田村、㊟玉川村）	坂東市	㊟生子菅村、㊟沓掛村	—	稲敷市	全域	—	かすみがうら市	旧霞ヶ浦町	—	桜川市	全域	—	行方市	全域	—	城里町	旧七会村、旧桂村	旧常北町	大子町	全域	—	河内町	全域	—	利根町	全域	—	地目	区分	交付単価 (円/10a)		田	急傾斜（1/20以上）	21,000	※その他、各種要件を満たすことにより、「棚田地域振興活動加算」では傾斜条件により最大14,000円/10a、「ネットワーク化加算」では面積条件により最大10,000円/10a等の加算措置を受けることができます。	緩傾斜（1/100以上）	8,000	畑	急傾斜（15°以上）	11,500	緩傾斜（8°以上）	3,500
市町村名	特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域	県知事の特認地域																																																																					
日立市	旧十王町、㊟中里村	—																																																																					
古河市	㊟岡郷村、旧三和町	—																																																																					
常陸太田市	㊟誉田村、㊟河内村、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村	㊟機初村、㊟世矢村、㊟西小沢村、㊟幸久村、㊟佐竹村、㊟佐都村																																																																					
高萩市	全域	—																																																																					
北茨城市	㊟関本村、㊟華川村	旧磯原町、旧関南村																																																																					
笠間市	—	㊟大池田村、㊟北山内村、㊟南山内村、㊟西山内村																																																																					
潮来市	旧牛堀町	—																																																																					
常陸大宮市	旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、㊟大場村	旧大宮町（㊟大賀村、㊟世喜村、㊟上野村、㊟静村、㊟塩田村、㊟玉川村）																																																																					
坂東市	㊟生子菅村、㊟沓掛村	—																																																																					
稲敷市	全域	—																																																																					
かすみがうら市	旧霞ヶ浦町	—																																																																					
桜川市	全域	—																																																																					
行方市	全域	—																																																																					
城里町	旧七会村、旧桂村	旧常北町																																																																					
大子町	全域	—																																																																					
河内町	全域	—																																																																					
利根町	全域	—																																																																					
地目	区分	交付単価 (円/10a)																																																																					
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	※その他、各種要件を満たすことにより、「棚田地域振興活動加算」では傾斜条件により最大14,000円/10a、「ネットワーク化加算」では面積条件により最大10,000円/10a等の加算措置を受けることができます。																																																																				
	緩傾斜（1/100以上）	8,000																																																																					
畑	急傾斜（15°以上）	11,500																																																																					
	緩傾斜（8°以上）	3,500																																																																					
<b>問合せ先</b>	◆農地整備課 農村環境農道G TEL：029-301-4259																																																																						

## 鳥獣による農作物被害を減らしたい

<b>事業名</b>	鳥獣被害防止総合対策事業
<b>分類</b>	【鳥獣被害対策】
<b>事業要旨</b>	わなの購入等被害防止体制を整備するための経費、有害鳥獣捕獲に関する経費、鳥獣被害防止施設等の整備の経費を助成することにより、農業者の鳥獣被害防止活動を支援して、被害額の減少による経営の安定化を図ります。
<b>事業概要</b>	<p><b>1 地域ぐるみの被害防止対策に関する経費の支援</b></p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）（わなの購入等被害防止体制の整備）</p> <p>【事業主体（事業対象）】 地域協議会</p> <p>【事業内容】 地域協議会等が実施する、鳥獣被害防止対策に関する経費の助成 推進体制の整備、有害鳥獣捕獲（箱わな等の購入、研修会開催等）、 被害防除（追払い・追上げ等）</p> <p>【対象経費】 推進体制の整備・・・会場借料、印刷費及び製本費、郵便料など 有害捕獲・・・捕獲活動への役務要請に対する賃金、捕獲に必要な機材 （箱わな、くくりわな）の費用など 被害防除・・・追払い・追上げ活動への役務要請に対する賃金など</p> <p>【補助限度額・補助率】 原則国 1/2 以内（定額の場合あり）</p> <p>(2) 鳥獣被害防止環境整備支援事業（イノシシを近づけない環境整備）</p> <p>【事業主体（事業対象）】 地域協議会</p> <p>【事業内容】 地域協議会等が実施する、緩衝帯整備等の生息環境管理に関する経費の助成</p> <p>【対象経費】 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金など</p> <p>【補助限度額・補助率】 原則国 1/2 以内（定額の場合あり）。事業主体負担分の 1/2 を県補助。</p> <p><b>2 有害捕獲に関する経費の支援</b></p> <p>(1) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業</p> <p>【事業主体（事業対象）】 地域協議会、市町村</p> <p>【事業内容】 農林水産業に被害を及ぼす野生有害鳥獣捕獲を緊急的に行うための経費の助成</p> <p>【対象経費】 有害鳥獣捕獲活動に要する経費 （有害鳥獣捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）等</p> <p>【補助限度額・補助率】 定額（上限単価あり）</p> <p>(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業</p> <p>【事業主体】 地域協議会、市町村</p> <p>【事業内容】 2-(1)の緊急捕獲活動支援事業（国補）を活用している市町村が実施する 有害鳥獣捕獲報奨金に対する上乗せ助成</p> <p>【対象経費】 （1）に上乗せして市町村が支出する捕獲奨励金等</p> <p>【補助限度額・補助率】 市町村負担額と同額（上限単価あり）</p>

	<p><b>3 鳥獣被害防止施設・処理加工施設の整備に関する経費の支援</b></p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）  <b>【事業主体（事業対象）】</b>  地域協議会及びその構成員  <b>【事業内容】</b>  鳥獣被害防止施設（原則受益者3戸以上での電気柵設置等）、処理加工施設の整備の経費の助成  <b>【対象経費】</b>  鳥獣被害防止施設（新規・再編）及び処理加工施設の整備に要する経費  <b>【補助限度額・補助率】</b>  原則国1/2以内（自力施工の場合、定額）</p> <p>(2) 鳥獣被害防止施設整備支援事業  <b>【事業主体（事業対象）】</b> 市町村  <b>【事業内容】</b>  国補助対象とならない鳥獣被害防止施設の設置に対し市町村が補助を実施する場合に同額を助成（受益者3戸未満）  <b>【対象経費】</b>  市町村が支出する鳥獣被害防止施設の設置に関する補助金  <b>【補助限度額・補助率】</b>  市町村負担額と同額（上限6万円）</p> <p><b>〔1～3に関する補助要件等〕</b>  被害防止計画が作成されている又は作成されることが確実に見込まれること 等</p>
<p>問合せ先</p>	<p>◆農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264</p>

## 環境にやさしい農業の取組に対する支援を受けたい

<b>事業名</b>	環境保全型農業直接支払事業												
<b>分類</b>	【環境保全型農業】												
<b>事業要旨</b>	環境保全を重視した農業へ転換するため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、当該営農活動の実施に伴う追加的コストを支援します。												
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体（事業対象）〕</b>            農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等</p> <p><b>〔事業内容〕</b>            化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組又は有機農業の取組と併せて、地球温暖化防止・生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、国・市町村とともに掛かり増し経費を支援。</p> <p><b>〔補助要件等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主作物について販売することを目的に生産を行っていること。</li> <li>・環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェックした上で、提出すること。</li> <li>・環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと。</li> </ul> <p><b>〔対象経費〕</b>            生産資材等の掛かり増し経費について、取組内容別に一定額を支援。            &lt;全国共通取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農業（「国際水準の有機農業」＝有機 JAS 水準に合致する取組）</li> <li>・堆肥の施用</li> <li>・緑肥の施用</li> <li>・総合防除</li> <li>・炭の投入</li> </ul> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b>            支援単価 上限 16,000 円/10a（補助率 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4）            ※取組内容によって支援単価は異なる。            ※国の予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがある。</p>												
<b>問合せ先</b>	<p>◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931</p> <p>◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%;">県北</td> <td style="width: 33%;">0294-80-3303</td> <td style="width: 33%;">県央</td> <td style="width: 33%;">029-221-3034</td> <td style="width: 33%;">鹿行</td> <td style="width: 33%;">0291-33-4117</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>029-822-7086</td> <td>県西</td> <td>0296-24-9169</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169										

## ○総合窓口

県北地域	県北農林事務所企画調整課 〒313-0013 常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内 TEL : 0294-80-3301 FAX : 0294-80-3304
県央地域	県央農林事務所企画調整課 〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1 水戸合同庁舎内 TEL : 029-350-3017 FAX : 029-225-9254
鹿行地域	鹿行農林事務所企画調整課 〒311-1593 鉾田市鉾田 1367-3 鉾田合同庁舎内 TEL : 0291-33-6285 FAX : 0291-33-4264
県南地域	県南農林事務所企画調整課 〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎内 TEL : 029-822-7083 FAX : 029-822-8063
県西地域	県西農林事務所企画調整課 〒308-0841 筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内 TEL : 0296-24-9164 FAX : 0296-25-3074

○このガイドブックについてのご質問・ご意見等については、  
下記までご連絡をお願いいたします。

### 【編集・発行】

茨城県農林水産部 農業政策課 戦略推進グループ

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL : 029-301-3828 FAX : 029-301-3847

令和8年4月 発行